

平成30年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成30年6月15日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成30年6月15日 9時31分

1. 閉 議 平成30年6月15日 15時49分

1. 散 会 平成30年6月15日 15時49分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝
教 育 長 山 中 雅 巳
富田事務所長
兼農林水産課長 古 守 繁 行
総務課長 榎 本 崇 広 税 務 課 長 濱 口 伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	愛 須 康 徳
建 設 課 長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉
日置川事務所副所長	東 剛 史		

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第2回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日は一般質問4名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

本日、寺脇日置川事務所長が所用のため欠席となっておりますので、東日置川事務所副所長の出席を許可しております。

本日、議会散会後に議員懇談会の開催を予定していますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

12番廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の一般質問は一問一答形式です。

1点目の、高齢者や交通弱者の交通手段の確保についての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

おはようございます。2日目の最初ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

はじめに、去る6月12日、長い間敵対してきた米国と北朝鮮の初の首脳会談が行われました。朝鮮半島の非核化と平和体制の構築を進め、そして両国関係を敵対から友好へ転換させるために努力することで合意した、こういうことであります。心から歓迎をしたいと申し上げまして、質問に入らせていただきます。

高齢者や交通弱者の交通手段の確保についてお尋ねします。役場あるいは役場の出張所、また病院など公共機関などへの移動につきまして、以前もお尋ねしましたけれども、再び高齢者や交通弱者の交通手段の確保についてお尋ねいたします。

人口が密集しているか否かにかかわらず、高齢者の運転を起因とする交通事故が後を絶ちません。報道などでも言われていますけれども、運転免許の更新の際の認知症にかかわる高齢者の人数も多くおられます。こうした中、運転免許証の返納をしても、代替のものがない。何とかならないのか。こうした声がありますけれども、住民の皆さんの声は届いていますか。また、そうした声にどのように応えていきますか。このことについてまずお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま廣畑議員から高齢者や交通弱者の交通手段の確保についてのご質問をいただきました。

高齢者の交通手段につきましては、介護保険制度の生活支援体制整備事業を実施していく中でも、地域課題の1つに挙げられると認識しております。生活支援体制整備事業は、高齢者の在宅生活を支えるため、多様な主体による生活支援等サービスの提供体制の構築を支援するもので、町では今年度からの取り組みとして、日常生活圏域において支え合い、助け合いを広め、地域住民の主体性を引き出しながら課題の発見や解決方法を検討していきます。本事業だけで、高齢者の交通手段確保はできませんが、高齢化の進展に伴い、今後も運転免許証の返納数が増加するものと考えられますので、ボランティアや地域住民の助け合いによって、地域で高齢者や交通弱者の交通手段の確保に向けて、地域住民主体の取り組みに対し支援してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

生活支援体制整備事業は、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人やボランティア等の多様な主体によ

り、地域の特性やニーズに応じた生活支援サービスの体制整備を図るものでございます。町では、昨年度から生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等を養成し、住民主体の支援活動推進を図るため、生活支援サポーター養成講座を実施しております。日常生活支援総合事業が始まり、新たなサービスの開発も求められていますが、住みなれた地域での生活が続けられるよう、地域住民による支え合いの活動等についても考える機会として、今後もより多くの方々に関心を持っていただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

また、昨年度は協議体設置準備委員会において、今年度からの協議体設置や生活支援コーディネーター配置に向けて検討をいただきました。地域ごとに困りごとやニーズ、社会資源も異なる中、社会福祉協議会の協力を得て、生活支援コーディネーターが日常生活圏域において支え合い、助け合いを広め、地域住民の主体性を引き出しながら課題の発見や解決方法を検討できるよう、協議体との協力体制を進めるとしてございます。

こうした中で、高齢者の移動手段についても地域課題の1つとして取り組んでいけるものと考えております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

介護保険の事業の中で取り組んでいきたいということでもありますけれども、今おっしゃられた協議体、あるいは生活支援サポーターの養成講座などもやったということでもありますけれども、私は、介護保険が3年ごとの改定の折に、最初の2000年の開始からのそうした中で、改悪といいますか使い勝手が悪くなっている、このように思うわけです。最初は、初めての試みですので、どうぞ使ってくださいよということで、65歳以上のそうした認定のおりた方々について、利用を促してきたわけなんですけれども、こうした20年に至る中で、やはり改定のたびに、はっきり申しまして、国に地方が翻弄されてきたと思うわけです。そして、今に至って、3年ごとの改定でいろんなところを細かいところまで注意しながら利用せざるを得ない、使い勝手が悪いというふうなことを言われてきたわけです。先ほど申しました自分で運転ができない、あるいは高齢化が進んでいきますから、寿命も最近では報道によりますと90歳前後で亡くなる方が多くありますし、先ほども言いましたけれども、認知症がもとでといいますか、そうした可能性があるさまざまな事故が全国で起こっております。

ほんまにどうしていくのかということを考えていかなあかんの違うかなということを感じるわけです。国の制度だけに乗っていく。もちろんそれはそれで私自身は改定に反対でありましたけれども、今の介護保険の事業を何とか皆さんの理解を得て、使うていかなんと、そういう思いはあるわけです。そうした中で、一方では、地域で今後ボランティアを中心にした事業、あるいはいろいろありますけれども、そうしたコーディネーターといいますか、今課長がおっしゃられました生活支援コーディネーターなどを中心としながら、いろんなことをやっていかないと。それぞれの地域で厚い薄いがあると思いますけれども、ぜひそうしたことを、ほんまにやっていけるように、行政側も努力していただきたいと思うわけです。

ただ一方、公共交通の会議、以前もお尋ねしましたし、私だけではないですけれども、他の先輩議員なども何度となくこのことにつきまして、日置川筋を中心にこうした公共交通についても質問をされていますけれども、このバス事業者あるいはタクシーの事業者、町内会

の関係者などが入って協議するようでありますけれども、バス停や病院までの行き来がなかなか大変であります。こうした対応については、タクシー料金の低廉化、安くできないかというふうなことなんですけれども、そうした対策ができないか、まずこのことについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員からご質問いただきました公共交通におけますタクシー料金の低廉化ということでございますが、タクシー料金につきましては、道路運送法に基づきます運送事業者のおのが国土交通大臣の認可を受けて定められているものでございまして、公共交通施策として各運送事業者の低廉化を求めるということにつきましては、関係する法令等の関係もありますし、他の事業者との間の調整等々がございますので、公共交通の中で低廉化を図っていくというのは課題が多いと感じております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12番

課題が多いと。やっぱりそうしたタクシーの業者の収支にかかると、経営にかかるということです。

そうすると、年1回行われておる公共交通の会議の中での議論というのは、今までもこういう議論をしておるのだと、総務課長からの答弁もいただきましたけれども、年1回の会議ですので、もちろんさまざまな立場の方々、地域の住民の代表の方々もおられる中での議論だと思っておりますけれども、そこだけで終わっていくということなんです。やはり高齢化率が、年々65歳以上の方々が増えていく。それは以前に私も質問をしましたときに、高齢化率について5年前にさかのぼって調べたことがあるんですけれども、5年後の予測ということもこの場で発言させていただきましたけれども、そうしたことも加味しながら、もちろん議論されておるとは思っておりますけれども、何か地域に我々に見えてこんなということがございます。後で町長にお伺いしますけれども、先へ進みます。

白浜はまゆう病院への送迎バスの延長について、お尋ねします。西富田クリニックから白浜はまゆう病院までの途中、停留所を設けまして、運行してございます。また、個人患者向けのサービスとしまして、どういうふうな位置づけかはきちんと捉えてないんですけれども、旧白浜地域では白浜はまゆう病院としての送迎の運行がなされています。こうした送迎の運行を富田川左岸地域まで広げていく、あるいは右岸地域全体をカバーしていくと、そうしたことについてどのようにお考えなのか。以前もこのことも何度も先輩議員などが発言をされて、議論といたしますか問題提起をしてきておると思うんですけれども、そういった点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

西富田クリニック、白浜はまゆう病院間のシャトルバスは、平成11年度より運行しており、現在はノンステップバスにより、午前4便、午後3便を運行しています。平成29年度

利用者は月平均861名と、ピークであった平成19年度の月平均1,355名と比べ、36%減の利用率となっております。

シャトルバスの延長につきましては、白浜はまゆう病院とも以前より話し合いを持っているところでございます。話し合いの中では、他の医療機関に対する配慮やバス1台での運行の限界など、なかなか話が進んでいかないのが現状でございます。町としましては、白浜はまゆう病院とも連携をとりながら、引き続きシャトルバスの運行についての検討をしてみたいと考えております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

思うところ、他の医療機関が幾つか町内にございますけれども、白浜はまゆう病院が管轄する地域といいますか、その地域が白浜町内にございます。やはりその辺がなかなか理解を求めていくことが難しいかと思うんです。はまゆう病院も設立されて20年になるわけですが、もちろん国から手かせ足かせがはめられる中で、黒字といいますか、きちんと地域医療を担っていかなん。片やそれぞれの医院についても自分ところの経営、事業、医療を続けていかなんというふうなことがございます。人口が減っていく中でどのように位置づけていかなんかという本当に大きな問題があると思います。

ただ、地域住民はほんまにはまゆう病院に行きたいという中で、どのようにそういう交通手段を確保していくか、福祉の問題、あるいは介護保険を使うていくというふうなこと、公共交通をどのように張り巡らせていくかということが大きな課題であると思います。

最後に、町長にお尋ねしたいことがあるんですけども、その前に65歳以上のバス・入浴優待券の発行についてお伺いします。優待券を利用している方のお話を聞きますと、ありがたく利用させてもらっていますということでありましてけれども、この優待券の発行の現状はどうでしょうか。あるいは、優待券の更新の際には郵送の便宜を図ってもらえんかな、また来年の更新、こうしたことについてどうでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

優待証につきましての質問ですが、対象者は町内在住の65歳以上の方、各種障害者手帳の交付を受けられている方及び生活保護受給者等となっております。現在発行している優待券の有効期限につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日の3年間となっております。優待内容としましては、公衆浴場の入浴料の減額、明光バスの町内路線での運賃の半額割引、町民プールの入場料の免除があります。平成29年4月1日以降の新規及び更新を合わせた発行件数は、平成30年1月現在で2,149件となっております。

優待券の受領方法の郵送ということですが、現在町内9カ所の窓口で発行できる体制となっております。現在のところは郵送については考えてございません。また、代理の方が来庁されて発行するという事は可能となっておりますので、現状での方法でご理解いただきたいと考えてございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

65歳以上のバスや入浴優待券の発行、障害者の方も含めて大変ありがたいというふうに思います。以前からこうしたことに白浜町で取り組まれてきたということでありましてけれども、今お聞きしたら、代理の方でもええよということふうなことです、わからんと思えますけれども、この2, 149件の中には、例えばご本人だけではなしに、代理の方というのは、幾らかの方があつたようなんではないかと、その辺どうですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

代理の方の割合については、今のところ件数を持っていません。でもかなりの方、そういう方もおられるということは聞いてございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

そういう今の課長の答弁でありますけれども、本庁、日置川事務所、富田事務所、こういうところで発行がされておると、手続がされておるという理解でよろしいんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

本庁の観光課、住民保健課、民生課、富田事務所、樺出張所、日置川事務所、安宅住民交流センター、安居出張所、市鹿野出張所の計9カ所でございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

そういう町内の出張所でも9カ所で発行していただけるということでありまして。やはりなかなか思うようにバスが利用できない、あるいは介護保険を利用したくとも利用料を払わなんし、また、利用料についても2割にする3割にするという方向も検討されているようでもありますけれども、町の住民がほんまに使いやすいようなことで、努力していただきたいと思いますというわけです。

65歳以上の高齢化率が年々上がつています。前にも言うたわけなんですけれども、やはり40%を超えてきておるといふところもあります。旧白浜、富田、日置川というふうな分け方で言いますと、今までの高齢化率の増加を私が勝手にそれを見ながら試算しますと、この白浜地域でも5年後には40%に届くというふうな方向、40%になると思つた。10人おつたら4人がもう65歳以上です。その方が全て自分で交通手段までよう行かん、あるいは車が運転できんというふうなことではないですけれども、100歳に近くなつていく。

新聞で読んだら、マレーシアの首相マハティールさんは15年ぶりに復帰です。耳もよう聞こえるし、頭脳も明晰であるといふことで、首相が組閣をしているわけですけれども、こうしたほんまに高齢の方でもそういった方がおられますし、そういう時代になってきました。そういう中で、それぞれの個人の尊厳といふますか、そうしたことをお金だけではなしに、どういうふうにご保証していくのかといふのは、これからのほんまに5年、10年、10年た

ったら高齢化率はかなりまた進んでくるように思いますし、そうした人口問題をよう考えて、働く世代と年金生活の世代、僕らの世代ですが、町だけに押しつけるということではないですけれども、そうしたことをやっぱりどのように考えていくのか、これからどのようにしていくのか、白浜町の人口問題、働く問題、いろいろあるんですけれども、特に質問の趣旨に沿って、最後に、町長に、そうしたことについてお伺いしたい。交通の問題、人口の問題と絡めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今議員からもご指摘いただきましたように、高齢者や交通弱者の交通手段の確保については、これは喫緊の課題でございます。町の大きな課題の1つではないかと考えております。その中で、今ご質問をいただきましたように、白浜はまゆう病院につきましては、はまゆう病院と西富田クリニック間を1日7往復ということで、月曜日から金曜日まで無料で運行させていただいております。これもやはりもう少し範囲を広げてほしい。あるいは、何かもう一度見直してほしいというお声もございます。実際は、利用者はそんなにふえてはおらんのですけど、これからは患者数の減というのもございますし、いろんな要素が絡み合っていると思います。

それから、もう1点は、先ほどから出ておりますけれども、富田川筋のみならず、やはり椿、日置川地域をどうするかというふうな大きな課題がございます。この旧白浜町の一部では、車を持たない方のために、軽自動車による予約制の無料の通院への補助、援助をしておりますけれども、これはやはり大体平均で月250名ぐらい、1日平均ですと12名ぐらいの予約といいますか利用がございますので、これは非常に順調にしていると思うんです。ただ、これでもまだまだ旧町全てをカバーしておりませんし、日置川町もカバーできておりません。この辺のニーズといいますか、リクエスト、要望も多々ございますので、私は町長であると同時に白浜町はまゆう病院の理事長でもございますので、ここは今現在水面下におきましても、検討しているところでございます。いろんなこれは組み合わせがあるんですけれども、やはり一筋縄にはいかないと思います。

今現在の公共交通のあり方ということ、全体の大きな問題もありますので、運行事業者さんへの配慮、あるいは今現在ほかにもあります医療機関への配慮、こういったこともできるだけすみ分けができるような、民業を圧迫することなく、それですみ分けができるような体制がとれないかということ、今研究中でございまして、できたらそういったことも皆様方に相談しながら、議員の皆さんの協力をいただきながら、何とか進めてまいりたいというふうに考えてございます。

大きな課題の中では、子育て支援もそうですけれども、今現在の交通弱者、買い物へ行けないような弱者の方も多々いらっしゃいますので、この辺は具体的に申し上げられませんが、各地域の中からもいろんな声を聞いております。ですから、これは喫緊の課題として受けとめまして、民生課、住民保健課を中心に、これから議論を深めて、そしてまた議員の皆様にも相談をした上で、1つの方向性を出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

以前に、車を運転していたけれども、運転ができないようになった。奥さんも運転免許を持ってない。奥さんは介添えで行かんなん。自宅からタクシーを利用してはまゆうとか南和歌山医療センター、あるいは紀南病院へ行くと、片道1,000円以上かかるわけです。バスでも1,000円ぐらいかかると思うんです。やっぱりほんまに週1回、あるいは3日に一遍通院せんなんというそうした患者の家族はほんまに大変やと思いますし、年金も、国がそういうふうになっているので、減らされてきています。働く世代も、なかなか仕事がない、非正規の方が多い。今、そういうふうな世の中になっているわけです。ほんまにこの中でどういうふうに私たちは地方政治で補完させていくか、していくかというふうなことも大きな課題であるし、今町長がおっしゃられたようなこともあると思います。

ぜひ、ほんまに5年、10年、住民の生活をどんなにしていくのかということ、我々みんなでも当局とともに考えていかないと。当局もぜひいろんな形でアイデアを持って取り組んでいただきたい、このように思います。

この質問については、これで終わります。

○議 長

以上で、1点目の高齢者や交通弱者の交通手段の確保についての質問は終わりました。

次に、2点目の投票環境の改善についての質問を許可いたします。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

投票環境の改善について、お尋ねします。選管委員長ということで、町長が答えるわけにはいかんと思いますので、そうした職員の方でお願いしたいと思います。

今回の町議会議員選挙は、町内35カ所の投票所で投票が行われました。告示日の翌日から期日前投票が行われました。また、町内外の病院や高齢者福祉施設などでは、不在者投票も実施されました。投票率は61.57%であり、多くの有権者がいる投票所では、60%を下回っています。投票区を、白浜、富田、日置川、このように3分し、それぞれの投票区、3つで見てもみますと、白浜の投票区では低いところでは43%代、高いところでは67%であり、富田の投票区では低いところは49.91%、高いところでは76.26%であり、日置川では低いところが65%、そして高いところでは95.24%、このようになっています。

そこで、お尋ねをします。今までの過去10年ぐらいの投票率の経過はどうでしょうか。全体として思うに、だんだんと低くなっている、このように思いますけれども、投票率が下がってくる要因としては、ご存じのように政治不信、あるいはまた私たち地方議員の活動の評価なども考えられますが、選挙管理委員会として、こうした改善への取り組みはどのようにされる予定ですか。このことをお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長（選挙管理委員会書記） 榎本君

○番 外（総務課長（選挙管理委員会書記））

ただいま廣畑議員より投票環境の改善についてのご質問いただきました。

私は総務課長としまして、白浜町選挙管理委員会書記の総括、選挙執行時には総括の委嘱をいただいておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

過去10年の投票率の推移と投票率向上に向けての取り組みにつきましてご質問をいただいております。平成18年3月の合併後の町長選挙が5回ございます。町議会議員一般選挙が4回、そして県知事選挙及び県議会議員の一般選挙がそれぞれ3回、そして、国政の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙がそれぞれ4回執行されてございます。

合併後、初の町長選挙及び町議会議員の一般選挙は平成18年3月26日に執行されておりました。町長選挙が79.51%、町議会議員一般選挙が78.46%でございました。平成22年3月7日にも両選挙が執行されまして、投票率は、それぞれ75%代でございました。その後、町長選挙が68.14%、そして67.16%と推移しまして、直近の平成28年4月24日執行の選挙では、63.72%でございました。町議会議員一般選挙につきましては、平成26年3月16日執行分が64.63%、直近の本年3月18日執行の選挙では、廣畑議員のおっしゃるとおり61.57%でございます。

県知事選挙では、40.25%、48.85%、40.25%と推移してございます。

県議会議員の一般選挙では、64.75%、62.99%、60.21%、そして、衆議院議員選挙では、73.89%、62.22%、51.49%、53.59%と推移してございます。参議院議員通常選挙におきましては、63.92%、60.46%、56.83%、56.40%と推移してございます。

投票率向上に向けての取り組みにつきましては、選挙管理委員会のほうでは、FMビーチステーションのスポット放送、そして防災行政無線による放送、また、公用車や広報紙により啓発、国や県との選挙時に合わせての事業所や街頭での啓発、そして、啓発のぼりの設置を行ってございます。また、選挙権年齢の18歳への引き下げに伴いまして、これまで和歌山県選挙管理委員会とともに平成27年11月には熊野高等学校、平成29年3月には田辺工業高等学校の3年生を対象といたしまして、出向きまして、出前授業というものを実施したところでございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

この間、昨年の総選挙からですか、高校生の18歳の選挙権ということでありまして、初めての試みですので、町の選管もこうしたことで出前に行っておったということを初めてお聞きしましたけれども、高校生への工夫をされておるといふふうに思います。さらに工夫をしていただきたいと思いますし、学校教育や社会教育の中でもこうした啓発については取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

次に、国政、地方政治を問わず不在者投票所での有権者の投票の秘密は確保され、特定の候補者への誘導などはないでしょうか。いかがですか。選挙管理委員会として、どのように介入といいますか指導といいますか取り扱いを、不在者投票所を開設した事業所にどのように選挙管理委員会としての啓発、心得、そうしたことを行っていますか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長（選挙管理委員会書記） 榎本君

○番 外（総務課長（選挙管理委員会書記））

不在者投票について、ご質問いただきました。

不在者投票につきましては、指定病院等における不在者投票と他の選挙管理委員会のほうでしていただく不在者投票がございますので、今回は指定病院等に関します不在者投票についてお答えさせていただきます。

指定病院等における不在者投票につきましては、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設などに入院、入所している人で、不在者投票事由に当てはまる人が、自分が入院、入所している指定施設で不在者投票をすることができます。この場合、原則としてそれぞれの施設の長の方が不在者投票の管理者となって、不在者投票管理者は選挙権を有する人を最低1人、投票立会人に選任し、立ち合わせなければならないとなっております。

現在、和歌山県選挙管理委員会が指定している施設は県内に254施設ございまして、うち町内に施設が11施設となっております。内訳は、病院が79施設のうち町内に2施設、老人ホームが131施設のうち町内には7施設、介護老人保健施設が35施設のうち町内には2施設となっております。町内には、該当する施設はありませんが、保護施設は県内には2施設、身体障害者施設で7施設指定されております。

また、町長選挙や町議会議員一般選挙の際には、白浜町選挙管理委員会から不在者投票の用紙の請求のございました指定施設に、投票に関します冊子「指定病院等における不在者投票の手引き」を配布して、公正な管理執行について注意喚起をしております。各指定施設におきましては公正な管理執行をなされていると認識しているところでございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

各施設には注意喚起をしていると。手引きを配布して公正な管理執行が行われるように、そういう注意喚起をしているということでもあります。ぜひ絶えずそうしたことを、注意を喚起していただきたいと思います。

これはそういう指定病院等における不在者投票ではないんですけれども、報道ではいろんなことがされて、後でわかってきて大変な思いをしておるところもございます。ぜひこうした投票については、選管の委員さん、あるいは委嘱されている方についてはぜひ公正な管理執行についてお願いをしたいと思います。

次に、ポスターの掲示場所、掲示場の位置についてお尋ねしたいと思いますが、新興住宅地の掲示場の数とか、それから有権者数が少ない地域など、アンバランスがあり、町域を見通しての適正な掲示場の設置箇所について設定をすることはいかがでしょうか。そのように思うのですが、どうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長（選挙管理委員会書記） 榎本君

○番 外（総務課長（選挙管理委員会書記））

ポスター掲示場所に関するご質問でございます。

ポスター掲示場の設置につきましては、公職選挙法第144条の2及び白浜町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の規定により、投票区ごとの選

挙人名簿の登録者数及び投票区ごとの面積、範囲に応じまして、一定の投票区につき5カ所以上10カ所以内において算定するとなっております。また、市町村選挙管理委員会では、特別な事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができるかと規定してございます。

現在、ポスター掲示場の設置箇所として町内に206カ所設置してございますが、その設置につきましては、議員ご指摘のとおり、地域に多いところ、少ないところ、やはりございますので、私がするとかは言えないんですが、ご意見をいただきまして、我々のほうでも見直しまして、選挙管理委員会のほうに諮って見直していくよう努めていきたいと存じます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

条例で規定をしておる、あるいは公職選挙法の規定に応じて、1選挙区あたり5カ所から10カ所ということで、投票区の中で多いなということもありますし、少ないなということもあります。その辺ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、車椅子の方に対する投票所の環境整備について。以前も、この場でしたか具体的なところはもう忘れましたが、やりとりをしたこともあります。それぞれの投票所においてその投票所の建物がそぐわないところ、あるいはフラットになっておって誰でも自由にといいいますか、車椅子でも何でも入れるようになっているところ、いろいろあると思うんですが、こうした投票所の環境整備についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長（選挙管理委員会書記） 榎本君

○番 外（総務課長（選挙管理委員会書記））

ただいま議員から体が不自由な方とかの車椅子の利用につきましてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、現在投票所として使用しております町内の35カ所の施設につきましては、全て施設においてバリアフリー化されているという状況ではございません。施設周辺から施設の玄関まで、また施設の玄関から投票所としている部屋、また場所まで段差が多いところ、小さいところ、スロープがあるところ、ないところ、また、手すりがあるところ、ないところとさまざまございまして、これまで障害をお持ちの方や体のご不自由な有権者の方々のご意見をもとに、簡易のスロープやマットで対応させていただいて、投票所内に車椅子を設置しての対応などを行っているところではございます。投票所によっては、そのような対応もできないようなところもございまして、そうした場合には、事務従事の職員が介助して投票していただくということもございます。

今後につきましても、投票所の改善に、ご不便を感じていらっしゃる有権者の方々のご意見につきましては、その都度施設の管理者の方々と協議をさせていただいて、できることから改善に努めてまいりたいと存じます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ぜひそうした声に耳を傾けていただいて、対応していただきたいと思います。そして、全てが

できるかできんかについては、選管がお金を出してこうするああするということではないと思いますので、その都度会館、あるいは集会所などの改修の折に、そうした助言といいますか相談などもしていただきたいと思います。

次に、投票に行きたくとも行けない、歩けるけれども投票所まで時間がかかる。あるいは、雨が降ったらやはりそこまで行くのはなかなか難しい。先ほどの高齢者のこともありますし、やはりそうしたことに、高齢者などの投票権の確保といいますか、こうしたことに最大限応えていくために、各投票所の投票率をしんしゃくして、新投票所や移動投票など、取り組めないでしょうか。そのことについて、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長（選挙管理委員会書記） 榎本君

○番 外（総務課長（選挙管理委員会書記））

そうしたお声というのは、選挙管理委員会のほうにもいただいております。ただいまございました新投票所や移動投票所についてお答えさせていただきます。

新しい投票所につきましては、現在町内35カ所の投票区がある中、人口減少もありますので、年々名簿登録者数は減少している投票区もございまして、今後につきましては、新設というよりは統廃合といいますか、減っていくという検討が必要になるケースが見られてくると想定してございます。また、投票箱の持ち回りによる移動投票につきましては、既に実施している自治体もあるということでございますが、これにつきましても、やはりあくまで既存の投票区の統廃合に伴いまして、それを代替する手段としての実施でございます。また、職員の確保や投票の秘密保持、投票受付の際の名簿照会などの課題が多くございまして、当町で取り組むには少しハードルの高い制度であると思っております。

現在、当町におきましては、平成23年4月10日執行の和歌山県議会一般選挙から、上露地区におきまして、有権者の投票所までの移動支援を実施してございます。この取り組みにつきましては、上露、大瀬、北谷、竹垣内の対象区域とした第36の投票区におきまして有権者の年齢及び体力的な理由から投票立会人が選任することができない状況となったために、地元区と協議し、同意を得た上で、市鹿野にございます第34投票区のほうに統廃合という形で移したものでございまして、現在移動投票ではございませんが、選挙当日におきましては、民間業者の小型マイクロ路線バスにより、1日1往復でございまして、上露から市鹿野に投票日に送迎をさせていただいております。利用者につきましては、対象者は4名でございまして、利用されているのが3名と承知しているところでございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

36か37ですか、あったものを35の投票区になっているということでもあります。最初にもありましたけれども、それから例えば連れて一緒に乗っていただいておりますけれども、一往復であったと聞いておるんですけども、例えば有権者が2桁の前半といいますか20人、30人のところもございましてけれども、その時間に、何時に行きますよというふうなことで、皆さんが寄ってきてくれたらいいんですけども、それがなかなかそれぞれの個人の方の時間帯というのがありますので、なかなか難しいところがあり、難しいと。そのために、期日前投票もあるんですけども、高齢者の方にご不自由

をかけるということもありますが、そういう意味でそうした巡回といいますか、そうしたこともできんかというふうなことでお尋ねしたわけであります。

やはり、無理のないように皆さんの投票権の確保ということで、今後とも取り組んでいただきたいと思います。このことについては、これで終わります。

○議 長

以上で、2点目の投票環境の改善についての質問は終わりました。

次に、3点目の保育園舎の耐震等についての質問を許可いたします。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

最後の質問であります。きのうも湯崎保育園の園舎についての取り組みについて、お二人の方が質問をいたしました。私自身も今年の12月議会でもお尋ねしました。重複する答えかなとは思いますが、やはりそれだけ何人の方がこの問題について町政をただしていくということは、それだけ問題がある。大変な事態になっておるというふうなことであると思います。私の後、水上議員も質問するようでございますけれども、私も再びお尋ねしたいと思います。

昨年度末に小中学校の施設についての耐震改修は、一定の方向を定めて取り組んでおるということでありました。最終、今の教育施設、小学校の施設、中学校の施設を、31年度で実施設計を組むという話が、5月の全協で説明を受けました。

ひるがえって、待ったなしの湯崎保育園、町長のご答弁では、さまざまなことを考慮してどういった形がいいか早急に何とかしたいということでありました。これは、今年の12月議会での答弁でありますけれども、その後の取り組みの現状についてお尋ねいたします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

湯崎保育園に関しましては、昨日も2名の議員からご質問をいただきました。廣畑議員からも今年の12月議会の場合でも、園舎の耐震化や老朽化に対しご質問をいただきました。

湯崎保育園の老朽化など現状に関しましては、その際の答弁でもご説明を申し上げたとおりでございますが、園児や職員の生命を守るとともに、保育環境を改善する上でも、早急に整備方法を定め、町の方向性を示す必要があることから、担当課長にもその取り組みを早急に進めるよう指示したところでございます。

耐震補強や耐震改修、さらには園舎の建てかえ、また、統合といったさまざまな方向性に対し、どのような課題があるのか事業費の面も含め、現在整理を進めているところでございます。このことに関しましては、できる限り早い段階で、その方向性を示すことができるよう、継続して進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

すぐにできなければ、ほんまに一時的に補修する、そしてきちんと見定めて次の段階に進

めていく、こういうことが必要だと思います。今は町長がおっしゃられたけれども、そうしたことで、園児たちの安全を守り、安心して保育ができる、あるいは園児たちも活動できる、保護者は安心して預けられる、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

園舎の老朽化に伴う園舎の不良箇所に関しましては、昨年の12月議会閉会后、私も町長とともに湯崎保育園を訪問し、状況を確認させていただきました。建物全体に老朽化が見られ、特に保育室の床面のゆがみに関しましては、保育環境にも影響を及ぼすものではないかと思われるような状態でございました。こうした箇所につきましては早急に修繕を行い、保育環境の改善を図ってまいりたいと考えてございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

以前も申し上げましたけれども、幼児、児童、生徒、こうした皆さんが本当に人として扱って、人格を尊重している、こういうことが必要であると思うわけです。わけても、ものを言うことのできない幼児の皆さんが、熱望しておる、そのように思うわけであります。普通の建物が欲しい、安全な建物で楽しい保育を受けたい、こういう気持ちでいっぱいだと思います。

今の湯崎保育園の規模は50名定員でことは41名の園児、去年は42名でしたけれども、適正規模だと私は思うんですけれども、そのように思いませんか。ぜひこの規模で建てかえを求めたいと思います。町長、自分の居住地区だからといって遠慮する必要はない。遠慮しているように思いますが、他の町立保育園園舎と各段に違う。もう10年以上おくれている。基金なども活用しながら、未来ある子どもたちのために、すぐに建築に踏み出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

地域子どもたちが、日常生活の大半を過ごす保育園や学校といった施設の安全性を確保することは、これは安心安全なまちづくりを推進する上でも大変重要な取り組みの1つでもあります。子育て世代を支援するという観点からも、大きな課題であると考えております。そうした中におきまして、湯崎保育園に関しましては、地域や保護者の皆様からも、老朽化が顕著なことや、耐震性が低いといったことに対し、心配の声があるということも承知しております。私は地元だからといって、特に遠慮しているということはありません。

しかしながら、やはり全体を考えましても、今の湯崎保育園は44年という長い中で、老朽化あるいはいろんなところにひずみといいますか、整備できていないところが目立ってきております。これはやはりすぐにでも措置ができるところは対処していきたいと考えておりますので、きのうも答弁させていただきましたけれども、まずは緊急性を要するところから補修なりをしていきたいというふうな考えがございます。

その中で、町といたしましても、他の園との関係やあるいは園児数の実態、整備に要する

財源といったことも含め、地域における子ども子育てにつながる施設としてどうあるべきかを、まず考えながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

どうか議員のご指導またご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

やはり基本はお金がない、いろんなところそうだと思います。それを工夫していく。昔、ずいぶん古い話でありますけれども、歴史などによりますと、それぞれの村で小学校をつくっていく。寺子屋から学校、中央の集権体制化する中で、村がお金を出して、そして自分たちの子どもたちの教育にどんどんお金をつぎ込んでいった。こういう私たちの祖先の歴史があります。今の時代ですから、お金のことはもちろんまるっきり何も考えなくてもええということは、ありませんけれども、12月にも言いましたけれども、子どもたちの一人一人の尊厳は、児童憲章や憲法や人権について第二次世界大戦後の1945年を境にして考え方ががらっと変わったわけです。子どもたちの尊厳、いろんな問題もありますけれども、セクハラの問題なども話題になっていますけれども、やはり人としてどのように扱うていくのか。昔は児童労働というものもあったわけですが子どもは働かないし、尊厳をどのように守っていくかということ、私たちが考えていかなあかんの違うかなというふうに思います。

お金の問題はありますけれども、ぜひそれをクリアして、乗り越えていく。このことが、行政にも、私たちにも求められているのと違うかなと、このように思います。どうか、そういう意味で、取り組んで、早急に計画をきちんとつくって、取り組んでいただきたいと思ひまして、発言を終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 37 分 再開 10 時 45 分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

通告順に3番南君の一般質問を許可します。南君の質問は一問一答形式です。

まずは1点目の小学校の適正規模についての質問を許可します。

3番 南君（登壇）

○3 番

それでは、始めさせていただきます。私の質問は、小学校の適正規模について、特に旧白浜地域7校のことでお聞きしたいと思います。昨日の溝口議員の小中学校の統合の質問もありましたので、同じ質問も出るかもしれませんが、その点お許し願いたいと思います。

平成22年10月に第1回白浜地域学校規模等検討委員会が開かれております。日置川地域では、地域の実情を鑑み、旧日置川町と旧白浜町との合併前において、学校規模や配置についての一定の考察がされたが、白浜地域では、考察されないまま、現在に至っております。白浜地域の学校においても、児童生徒の教育環境を整えるという意味から、将来に向けて一定の見通しを持って、学校規模等について検討願いたいと、そういう話でございました。

また、平成23年2月には第3回の検討委員会が行われ、教育委員会へ答申がありました。その答申を要約すれば、白浜地域の小学校規模としては、複式学級とならない6から12学級が望ましい。やむなく統廃合、または通学区域の変更をせざるを得ない場合の留意点としては、通学距離、交通アクセス等の地理的条件や児童数の推移を重要な要素として検討するとともに、学校、保護者、地域に対し、規模の重要性を十分に説明し、理解を得ながら進める必要があるとしております。

そして、その答申への答えとして、町教育委員会は、小学校では児童数は10人から20人と定め、学級編成等をしているとあります。また、平成18年6月、県の教育委員会の策定では、地理的な条件などから統廃合を実施しても適正規模になることが見込めない学校であっても教育活動等の維持、複式学級の解消等の観点から、1学級20人程度の児童生徒数の学級規模を目指し、統廃合を積極的に検討すべきだとしております。

そこで、新町になった平成18年度、ことしの30年度、そして予測できる6年後の平成36年度の7校の児童数を答えていただきたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

南議員より、旧白浜地域の小学校の児童数についてのご質問をいただきました。

議員もご存じのとおり、少子化の影響もあり旧白浜町の小学校の中にも児童数が緩やかに減少している学校があります。合併時、平成30年度の児童数、また6年後の予測児童数については教育次長から答弁いたします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

旧白浜地域の小学校7校の児童数についてご質問いただきました。

平成18年の合併時には、児童数は1,051人で、今年度平成30年度の児童数は843人となっております。また、6年後の平成36年度の児童数は718人と予測されております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

教育委員会は、何人になれば統廃合をするという明確な基準は設けていないけれども、学校や地域の方々の理解を得ながら慎重に進める必要がある。必要に応じて情報を提供し、今後のあり方について協議、検討できる材料を示してまいりたいと、平成26年の議会で答弁しておられます。今まで町や教育委員会は、学校、保護者、地域に現状を説明したり、今後の方向性を示したりして、話し合いの場を持ったことがあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

地域や保護者に説明等を行ったケースはあるのかとのご質問をいただきました。現在、1校に関しまして、懇談会等を行っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ある記事を読ませていただきます。東京の世田谷のことなんですけども、世田谷区でも人口がふえている。しかし、人の数とは逆方向に見える政策を進めようとしている。区立の小学校の統廃合です。人口増でも少子化が進み、児童の数がふえる見込みがないのである。そして、ある地域では、各学年1クラスの編成が多く、クラスがえがないと人間関係を結ぶ教育本来の目的が達成しにくいなど弊害が多いと、学校の統廃合が教育現場にプラス効果を与えると、期待を寄せております。統廃合で目先の出費がかさむとしても、先回りして学校の数を減らし、将来の教育費を抑えようという作戦らしいです。世田谷区の未来への備えは日本が向き合い現実の課題と重なっております。教育が国づくりの根幹であることには、異論はございません。国も地方も多額の借金を抱えている今、効果的で誰もが納得するやり方をひねり出せるだろうか、書かれております。

そして、質問ですけども、国は複式学級を持つ小規模校を過小規模校として位置づけ、適正規模化に向けた統廃合を検討していく必要があるとしています。7校のうち白浜第一小、西小を除けば、5校が平成36年度中までには複式学級になったり、なる可能性が示されております。5校の合計では合併時の平成18年から、可能な限り示されております平成36年度の18年間で、児童数が半減すると予想されています。人口減が進んでいますが、児童減のスピードのほうがより早くやってきております。

昨日、溝口議員の質問に答えて、教育委員会は、町がこうするというより、地域、保護者を巻き込んで方針を決めたいと言っていますが、私は、以前にも言いましたが、学校のあり方は予算をにぎる町長、学校設置者の教育委員会がともに考え、方針を示し、そして、それをたたき台にして地域や保護者と話し合う。また、検討委員会を再度立ち上げるべきだと思いますが、それは緊急の課題ではないかと思えます。どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

複式学級等解消のためにも検討委員会を再度持つべきで、喫緊の課題ではないかというご質問をいただきました。

教育委員会としましては、複式学級の解消という点だけで申し上げますと、児童生徒数の増加もしくは近接校との統廃合がなければ、現在の児童生徒数減少に伴う複式学級の解消は難しいと考えております。

ただ、複式学級につきましては、少人数学級ならではのメリットもあり、指導方法の工夫等により、デメリットを補うことができると考えております。

先ほど1番目のご質問でお答えしたとおり、今後、児童生徒数は緩やかに減少する予想となっておりますが、現時点において検討委員会等の設置については考えておりません。しかしながら、今後、児童数の推移によっては、学習環境の観点からいろんな点について検討が

必要になる可能性がある」と認識しております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

そしたら重ねてお伺いいたします。ずっと複式学級になる可能性があるんですが、複式学級のデメリットというんですか、その点についてどういってお考えなんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

複式学級というか、小規模校のメリット、デメリットで言うと、デメリットとしては、集団の中で多様な考えにふれる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいとか、運動会などの学校行事や音楽活動などの集団教育活動に制約が生じやすいとか、児童、生徒、教職員が少ないために、グループ学習等々の多様な学習指導形態をとりにくいという点もございますが、メリットとしましては、児童生徒の一人一人に目が届きやすい、きめ細やかな指導が行いやすい、それから、児童生徒相互の人間関係が深まりやすい、異なる学年間の縦の交流が生まれやすい、そういう点もございます。

ですから、どうしてもそういうメリットが生かせなくなった場合については、教育委員会としましても、地域の中でそういうふうな将来予測等を示す中で、お話を資料を提示した中で協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと一概に申すことはできませんけれども、第2次ベビーブームのころの昭和50年前後ですけども、第一小学校が一番多かったです、それでも700人、800人ぐらいの児童数がおったと思うんですけども、それが今というか36年になったらそれと同じような人数になってくるんですよ。それに匹敵するような人数になっていくんです。極端な話、数から言えば、700人、800人あった学校が、7校にばらけたというんですかそういうぐらいの、それと複式学級が7校のうち5校になる可能性があるというのは非常に大きな問題なんです。だからもっと、早目とは言わないけれども、私からいうたら検討するのが遅いぐらいです。目に見えていますよ。目に見えているというよりも、現実にそうなんですよね。

その点を、教育委員会がもっと町長も含めて、方向性をはっきり出して、反対もありますけれども、こういうのは説得すれば、資料を出して説明してくれば、ある程度保護者の方、地域の方も納得できるのではないかと思うんですけども、再度その点をちょっとお聞きしたいんです。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

南議員の言われるとおり、やはりそういうふうな状況が鑑みられれば、そういうふうな資料を提示してご説明申し上げる。メリット、デメリットについてもいろいろ一緒になって考

えていただいて、方向を見出すということが大変大事なかと考えております。

いろいろと取り組む中でも、やはり時間がかかる。丁寧にしていかななくてはならない。そういうことも多々あったと思いますので、慎重に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

やはり前回の検討委員会のときから変わっていないので、もっとスピードを上げて、地域によっては、もしかしたら学校がなくなるという不安、寂しさというのはもちろんありますけれども、それを乗り越えてよりよい環境づくりのために、もう一度考えを改めて町が出して、進めていただきたいと思います。

これで、小学校の適正規模について終わらせていただきます。

○議 長

以上で、1点目の小中学校の適正規模についての質問は終わりました。

次に、2点目の湯崎漁港整備事業についての質問を許可いたします。

3番 南君（登壇）

○3 番

私の質問事項は、湯崎漁港整備事業についてですが、この件に関しては、今まで何度も質問してまいりました。今回は、町広報の春の3月号の農林水産課や町長名での記事といいですか、文書についての疑問点がございまして、伺いたいと思います。

以前、水本町長時代、選挙公約で湯崎漁港整備事業を中止するとのことだったんですが、水本町長は種々の事情によりこの事業を続行することになったのです。そして、当時の町広報紙に、町長の後援者の方が、湯崎漁港施設の建物を月1万円で貸すとかのうわさを流したとのことで、広報でおわびをし、町広報の扱い方がおかしいという町民の声も上がったこともありました。そこで、この3月町広報紙に、湯崎漁港整備事業の文書を載せた経緯を、まず説明願いたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町広報3月号に掲載しましたフィッシャーマンズワープ白浜の、紀州漁師、冬のお魚祭り盛大に開催とそれに伴う湯崎漁港整備事業に対する広報記事についてのご質問をいただきました。

ことしの1月中旬に湯崎漁港整備事業に関する新聞折り込みがなされました。その内容を拝見しましたが、中には事実と異なる記載も少なからず見受けられたため、この折り込みちらしにより、町民の皆様に誤解が生じ、間違った情報として伝わる可能性があり、さらには漁業振興施設であるフィッシャーマンズワープ白浜のイメージをダウンさせてしまうおそれがあるとの思いで、私の見解を広報を通してお知らせした次第であります。

フィッシャーマンズワープ白浜につきましては、地方自治法に基づき、町と漁業者の皆様との協力のもと、公の施設を運営する指定管理制度を採用していることは、皆様既にご承知

のとおりだと思います。しかしながら、町内には、町が指定管理者に施設を賃貸し、施設を借りた指定管理者が費用等を全て負担するのが当然であるかのような誤った認識が、いまだに存在しております。また、町から指定管理者に支払ってもいない委託費や補助金などが不必要に支払われていると受け取れるような情報など、幾つかの事実と異なる内容がありました。

平成25年7月、漁業振興施設であるフィッシャーマンズワープ白浜がオープンし、ことしで5年目を迎えます。この事業は長い年月をかけ、先人の努力によって推進されてきたものであります。地元のみならず、白浜町にとって大きな観光振興につながるものとして取り組んできた事業であり、漁港施設の整備による環境の改善や施設を活用した六次産業化による雇用の創出、後継者の育成により、漁業の振興を図ってまいりました。施設ができたことにより、観光客の利便性、地域の魅力が高まり、訪れるお客様との交流が促進でき、地域の活性化につながってきたのであります。

観光スポットとして国内外から来るお客様のみならず、地元湯崎地区にも灯りがとまり、地区の活性化にもつながってきました。その経済効果は計り知れず、観光振興、漁業振興に大きな貢献を果たすと同時に、観光白浜の中核となっているところであります。

今後も、湯崎地区の活性化はもちろんのこと、白浜町の発展を願い、この事業のために生活の場を提供してくれた漁業者の期待に沿えるよう、さまざまな方面の力をお借りしながら取り組んでまいりますので、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

今言われましたけれども、フィッシャーマンズワープ白浜は指定管理者を初めとする関係者のご協力とご尽力のもと、平成27年度、平成28年度にはわずかではございますが、単年度黒字を計上するまでに至り、ようやく軌道に乗りつつあると書かれています。この文書では、自立して黒字が出ているから安心だと、そういう理解をされる方もおられます。

町の会計報告では、例えば農業集落排水事業の特別会計では、使用料収入の倍以上の金額を一般会計より繰り入れて収支を合わせていますし、簡易水道事業も使用料収入より多い金額を繰り入れ、同じく収支をとんとんにしています。この2つの特別会計も、財政状況は良と報告されています。また、公共下水道特別会計でも一般会計より繰り入れる金額は2億円では好転せず、毎年3億数千万円の繰り入れで、やっと下水道会計も好転したとの報告でございます。

そこで、27年度、28年度、わかれば29年度のフィッシャーマンズワープ白浜の決算を報告願いたいと思います。また、あわせて年度別の町負担額を報告願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

それでは、平成27年度、28年度、それから29年度の収支報告をさせていただきます。

まず平成27年度は収入合計1億7,662万3,618円、支出合計1億7,453万8,086円、すみません、これは平成28年度でございます。28年度が今の数字で、それで差し引きで208万5,532円、それから前後して大変申しわけないですが、27年

度につきましては、収入合計が1億9,545万4,276円、支出合計が1億7,356万5,457円、差し引き2,188万8,819円の黒字でございます。それから平成29年度、こちらのほうでございますが、収入合計が1億8,507万5,334円、支出合計が1億8,063万6,395円、差し引き443万8,939円という収支になってございます。ただ27年度が多かった部分につきましては、ゴールデンイヤーとか国体とかいろんなプラス要素がございましたので、少しほかの年より多いんですが、若干減価償却分を差し引きますと、いずれにしても28年、29年はマイナスにはなるんですけど、実際の支払いはこの部分は生じてございませんので、このような若干の黒字というふうな数字になっているところでございます。

それから、負担分というふうなことになりましたら、浮棧橋、こちらは当時指定管理料ということで、25年度と26年度はかかってくるんですが、それも含めまして申し上げますと、27年度が約1,038万円、28年度が678万円、29年度は331万円になってございます。

起債の償還額も必要でしょうか。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

すいません。もう一度29年度の経費をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

331万円です。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

例えば27年度にしても2,188万円の黒だとかこれは大きいですね。そやけど一方で町が1,038万円出していますし、また、その上にここに載ってないと思うんですけども、2,230万円の初期投資費用も町から出てます。そういうのがひとつも報告がないというか、隠れてわからんのですよ。だから片一方で黒だ黒だと、赤字にしてもそうです。えらい少ないなと思っても、片方では28年度で678万円、29年度でもかなり出てますね。その上に、また言うたら建物の償還もここには出てないんですよ。これはもちろん町のものなので、町が償還するんですけども、そういう隠れた経費というんですか、ただ黒だ黒だと聞いても、裏を聞いたら、これも違う、あれも違うというのが多いんですよ。だからもっと黒字が出ましたというても、その点何か数字のトリックで、私は、フィッシャーマンズワープはいろいろな努力はなさっていますけども、営業としてはそんなに黒だ黒だと自慢できる数字ではないと思います。これはやっぱり公的なお金が入ってこそ、何とかとんとんに見えるような感じしております。

例えば先ほども言いましたけど、ダブるかもわかりませんが、町の建物ですし普通の会社だったら固定資産税を払ったり、償却資産を払ったり、修繕費も払ったり、什器、備品も償却するんですよ。フィッシャーマンズワープに関しては、温泉代も免除されておしま

す。そして、そのような決算を、こういうのも含めて民間だったらこれぐらい要っていますという参考資料も私は必要だと思います。

質問を続けます。決算書について質問いたします。町は今まで指定管理者との信頼関係が大切であると、また、相手方との理解、同意を得ないと公開できないと思っていると答弁しております。私は公金が出ているので公開が義務ではないのか。これは公開できないなら、今まで公開しないということも、できないということも言うておりましたので、できないというのは法的な根拠があるのでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

決算の公表につきましては、これまで何度も説明してきたにもかかわらず、いまだにご理解いただけていないようで少し残念でございますが、恐らく以前に決算資料を公表しなかったことを踏まえての、公表してほしいということかと思っております。当時、決算資料をお渡ししなかったのは、相手方の了解や信頼関係への配慮もありましたが、すなわちその当時は大きなマイナスを生じておりました。公表することによりまして、取引先などにあらぬ心配を与えるおそれがあり、町の事業に支障が出るという配慮によるものでございます。現時点では、そのような懸念はございませんので、情報公開の手続をしていただければ、いつでもお渡し、提示をすることができます。町の負担分につきましては、そういった形のことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

マイナスが出たからイメージダウンやとか、やはり配慮して公表しないというのはおかしいですよ。今でもそうだけど、その当時もそうやと思うんですけど、例えば年度終了後2カ月以内に管理する公の施設に関する事項を記載した報告書を作成、提出しなければならない。この資料として、1つ目には管理業務の実施状況、2、利用状況並びに利用拒否等件数及びその理由、3、利用料金の収入実績、4、管理経費の収支状況、5、その他町長等が別に定める事項と、このように書かれていますけれども、これは前回も今も同じように思えて仕方ないんですが、その点はどうですか。該当するのかわからないのか。今まで公開しなかったですね、その点をお聞きします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今でもそういった記載の中身等々は変わってございません。ただ、当時、たしかいろんな議場でも出てきたのは、収支状況を示すというふうなお話でして、事業の報告書を示せというのは今回初めていただいたような気がするんですが、ただ収支状況につきましては、先ほど町長からの答弁にもありましたように、町の事業、それからさまざまな支障につきまして配慮するというので、これは町の情報公開的なそういった条例の中にもそういったことを、首長が判断した場合は非公開とすることができるというふうなこともございますので、そういった規定に準じてそのような扱いをさせていただいたということなんです。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

そしたら、場合によっては非公開にすることができるということなんですよ。重ねてお聞きいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのような規定がございますので、それに基づいて非公開と、情報を示さなかったということです。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

私は何でもやっぱり公開というか、ガラス張りにしたら逆に言うたら欠点も見えてくるんですよ。直さんなんところもわかってきますし、それを隠していくから余計疑心暗鬼になってきてるんですよ。だから町民の皆さんも、えらいあそこへお金を入れているなど。それがちゃんとプラスになるようなお金の入れ方やったらええんですけど、どうも何か隠れている経費が多い。だから疑心暗鬼になってきていると思うんです。

続けます。町長、先ほどの施設のことで、公の施設を運営する指定管理制度を採用している。町内には町が指定管理者に施設を賃貸しし、施設を借りた指定管理者が費用等を全て負担するのが当然であるかのような誤った認識がまだ存在していると思われま。これについて、質問したいと思います。

私はこの施設はまだやってませんが、例えば図書館、体育館、また文化施設等の指定管理とはまた違うと思います。あくまでも漁業関係者の生活向上のため、いわゆるもうけるための営利目的の施設であると理解しています。現実には、喫茶、和食の店、洋食の店、バーベキュー、魚等の海鮮市場、ダイビング等の6部門で構成されております。6部門の一つ一つをとれば、近くでも民間が営業しています。見方を変えれば、民業圧迫だという捉え方もできますし、そういうふうに町民の方も思っておられる方もあります。民間では、当然自分で資金を調達し、営業し、経費を負担し、税金を払い、雇用を守り、自力で頑張っております。私はこの施設の納付金が月10万円では町として町の償却とかを含めて町がこの施設に対して負担するのは荷が重いと思います。

また、近隣市町村で似たような施設は、ほとんど市町村が全て備えているとのことですが、具体的にどの自治体のどの施設の何を言っているんでしょうか。そして、その使用料金というんですか、家賃というんですか、それがわかればお教え願いたい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員と私の認識には、やはり少しずれといいますか誤解が生じているような気がいたします。まず先ほど申し上げましたように、指定管理制度といいますのは、行政と指定管理者が協議をして、行政にも必要な負担をするというのが原則でございます。行政が必要な負担を、

金額の多寡にかかわらずしていくというのは、これは基本の姿だと思います。趣旨だと思います。

それから、指定管理者制度につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この施設の開業時には指定管理者と町が十分な協議と準備を行い臨む必要があったんですけれども、それが施設の開業当時の指定管理料やその予算の可決に向けた取り組み、さらには附帯決議をいただいたにもかかわらず、その後の各年度の予算についても適切な予算計上ができなかった。こういった経緯がございます。それにつきましては、町といたしましても反省してございます。

それから、開業当初も指定管理者の選定を開業直前で行ったというふうな経緯がありました。指定管理者が従業員の採用などの準備がなかなかできなかった。十分に行えなかったこと。そして、これまでの指定管理施設では、町が負担していた開業に必要な備品などの多額の初期投資、初期費用の負担についても指定管理者にお願いをしたことで、指定管理者を資金面で悪循環に陥らせてしまったというふうな経緯がございました。これは議員もご存じのとおりだと思います。

それから、さまざまな面で指定管理者との協議が足らなかったことなどから、町としても多くの反省点があったことは今申し上げたとおりでございます。それは事実でございますけれども、そうはいいまして、指定管理者の費用等を全て負担するのが当然であるかのような認識で取り組んできたということは、決してございません。やはりそこでは、一定の協議のもと、町が負担すべきもの、そしてまた指定管理者が負担すべきものということで、協議をして、今日に至っているわけでございます。

いずれにしましても、漁業振興だけでなくそこを通じて地域の活性化に寄与していると、大きな白浜の観光の拠点となっている施設でございますので、漁業者の皆様方の雇用の部分、それから六次産業化の部分、そして漁業者が湯崎湾のところで、今ああいった形の施設の中で運営をしていただいておりますけれども、それ以外にもやはり白良浜周辺でのいろんな負担といいますか、漁業ができない部分というのが、過去にあったわけです。そういった犠牲のもとに、一部そういう漁業者の負担が大きかったということが、根底にはあると思います。

そういったことであり、大いに期待のできる施設でございますので、ぜひ町民の皆様にもその部分をご理解をいただきたいと思っております。

近隣自治体等の類似施設につきましては、担当課のほうから詳しい答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

近隣自治体の類似施設について、答弁させていただきます。

よく上富田町やすさみ町の道の駅と比較されることが多いのですが、こちらは高速道路利用者が多く、これら道の駅を利用されているため、収益という点ではかなり安定してございます。当初の施設の建築費、それから若干の備品等はそれぞれの施設で自治体のほうが用意したということなんですけど、中の細かな備品等は業者が用意したりということの話も聞いてございますが、これもいずれにしましても、当事者間、町と指定管理者側との協議によって負担を定め、運営をしていったというふうに認識してございます。

それで、ほかにも近隣には比較できるような施設が少なく、私どものリヴァージュとか、椿はなの湯ということになっているんですが、近隣の自治体で負担しているということでは、みなべ町の鶴の湯温泉がございます。これは以前に議会の中でも紹介をさせていただいたことがあるかと思うんですが、こちらは性格上、旧南部川村において村民の休養施設としてつくられ、最初は温泉施設だけで、後で宿泊施設がつくられたものでございますので、私どもの漁業振興施設と少し性格の違った施設かもわかりませんが、多額の町費を負担ということになりますと、指定管理料として従来1,000万円だったということをお聞きしてございしますが、平成27年度は指定管理者がその金額ではやっていけないということで、年間1,380万円に引き上げて公募し直し、現在に至っているということとございします。

私どものフィッシャーマンズワープ白浜につきましても、平成25年、26年度、27年度までの実績につきましても、当然当初大きな負債というふうなことの中で、今度は28年度の指定管理の期間の満了に当たりまして、どのような格好にということになってくるわけなんですけど、幸いにして、当初の3年間の見積もりでいきますと、この鶴の湯温泉と同様に、これは町の施設でございますから、どうにか金額を引き上げてでもやっていかなければならないというところがあったわけなんですけど、その当時、たまたま最終年度の平成27年度が結構数字がよくて、それだったら単年度の収支は何とかなっていきだろうという中で、幸い現在のところ赤字にも至らずきているというふうなことが現状でございします。

以上です。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

やはり当局側と私どもの認識の差というのは非常に多いと思います。これはあくまでも漁業関係者の生活向上のため、完全に営利目的のための施設なんです。先ほども協定書が直前になったとか言ってましたけども、私は当時、漁協と指定管理を結ぶのでも、それは随意でいけるというのは初めからわかっていた。議会の中でも私以外でも早く結べ早く結べと、そういうふうに言っていましたよ。直前になって条件が出てきて、議会の中でもそういう条件でとてもやないけどのめないという方もおられました。それは出てきたのが6月だった。7月にもう営業なんです。とめたら営業できんというそういう認識もあったので、議員の中でもやむを得ず賛成したというんですか、そういう経過がございました。

また、近隣にどういう施設があるのか、道の駅と上富田町にしても、すさみ町も出てましたが、上富田町でも道の駅に関しては建物は白浜の3分の1ぐらいですよ。それで月50万円、広場の整備からもちろん無償貸与なんかないですよ。条件が全然違うんです。すさみ町の道の駅も白浜より小さいですよ。それでもあそこは売上げの3%、今で言うたら恐らく一千何百万円は納付金というか出ていますよ。全然違うんですよ。白浜はどちらかというたら、つぎ込んでやっ。同じような感じで50万円払え、100万円払えといったって、このままでは無理だと思いますよ。そやからやっぱり、経営者もある程度もっと努力していただきたいと思います。

むだな費用は出てないということなんですけども、私は1つずつ個別に聞いてまいりたいと思います。

今はやってませんが、浮棧橋の清掃の件です。これについて伺います。平成27年12月

議会での答弁です。清掃従事者の名前も全て報告され、町の担当者も立ち会っている。立ち会った職員の記録はないが、相手方の作業記録は農林水産課にある。職員の名前もないのにどのような決裁をして、支払ったのか。前払いなのか、また後払いなのか、あるいはまた役場の日報は存在してるのでしょうか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

作業記録というのは当然いただいておりますので、存在してございます。ただ、担当した現場に行った職員の日報というのは存在しておりません。基本的にここも見解の相違というか、ずれるんですが、業務委託というふうなことでございましたら、当然業務に基づいてそういった細かな点までやって確かにやってくれているなど。それをやってないということではないんですが、それに基づいて支出するというふうなことが当然でございますが、当時は指定管理料ということでございます。これも町の皆様方に対しての説明の仕方も、指定管理料を何で浮棧橋で固定するのだと。もともとそこがおかしな部分でございまして、指定管理料でございましたら、そういったものも含めて例えば先ほどの収支でいきますと、施設全体の経費は2億円かかる。それで売り上げが1億9,000万円だったら指定管理料は1,000万円とか、そういったことの算出をするのが本来であるのですが、その辺の町のほうの説明もおかしくて、384万円、それからその前には施設の床の清掃料とかいろんなものを入れて1,000万円以上の指定管理料の議決をいただいた。ただその説明の際に、今度は下げるときには、この業務が要らんようになったから384万円になりましたという、浮棧橋の清掃業務だけぼんと上がってきたと。そういった説明をずっと無理に説明を繰り返してきて、皆様方には、逆に、384万円を浮棧橋の清掃をするためにだけ出しているというふうな誤った認識を植えつけてしまったということでございます。

それで、平成27年の指定管理が一旦終わりましたから、28年度からはそういったことも適切ではないなということで、業務委託という形に変更させていただきまして、実際業務委託にしてきたら、本当にこの業務が皆さんご指摘のように、必要であるのかどうかというふうなこともいろいろ議論する中で、使用に支障が出ない限りはこのままで少しいつたらいの違うかなということも使用者あたりと話をさせていただき、そういったものも経費の削減に努めてきたという格好でございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

前も言ったんですけども、作業記録は農林水産課にあっても立ち会った職員の名前も確認できてない。どうもこういう支払い方というんですか、いいのかどうかというのは非常に疑問なんです。だから、こんなのはむだやとか何とかというのより、やっぱりきちっとすべきだと思います。

そして、今の課長の答えですけども、平成28年6月は、結局25年度か27年度のこの384万円のこれは、今おっしゃっていましたが、清掃の対価ではなく全体の対価として支払っている。平成25年、26年、27年度は指定管理料です。平成28年10月の決算審査特別委員会で、27年度分ですけども、町当局はこのように答えています。掃除をや

っていない疑いありと。株式会社フィッシャーマンが1カ月1人4万円掛ける8人、月32万円の年384万円にしてほしいとのことで、町は全部浮棧橋のほうで使ってもらわないとという説明をしておりました。指定管理料であって掃除しようがしまいが関係ない。指定管理料だから株式会社フィッシャーマンの経営の中に入れてよいと、こういう答えでございました。掃除をしなくてもよいというなら、指定管理料の積算根拠が1人4万円の8人分、月32万円、年間にしたら384万円という、こういう説明をしてるんですよ。これが積算根拠なんです。これを別にしなくてもいいのやというのは、ちょっとおかしいと思う。これは不適切なというか、私はこういうのはしてなくても指定管理料に入っているのやと。指定管理料というのは何でなといたら、掃除しての対価というか、掃除して初めて指定管理料の384万円というのが答えとしてわかってくると思うんですけども、再度お聞きいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かにそのような答弁をさせていただいたんですが、大変申し訳なく、指定管理料であるからしなくてもよいという表現につきましては、当然指定管理の業務の中にそういったものも含まれていますから、それをしなければ指定管理は完了していないということになります。ですから、その当時の私の発言につきましては、いろいろやりとりの中で申し上げたものでございますので、そのような解釈でとられているということではございましたら、訂正させていただきたいと思えます。

ただ、本来であったら指定管理料という一括でございますので、384万円を1人4万円というふうなことにこだわるということではないような金額でございます。ただ、報告書等はいただいておりますので、そして、うちの担当の職員も日報はないにしろ、きょうは行ってくると、毎月行っておられましたので、当然そういった業務をしているというのは町としては確認してございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

今前回の答弁をちょっと否定するようなことだったんですけども、要はこれはやらなんでも指定管理料だから経営の中に入れていいというようなことを言っているんですよ。これ自体がおかしいんですよ。だからやってない疑いがあっても、やったやったということになって、結局お金のいったところがわかりにくいです。本当に掃除しているのか、あるいは指定管理料だからはっきりその経営の中に入れ込んだのか、それがわかりません。そこまで追跡しましたか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理者からの報告、聞き取り、それから実績報告で上がってきている中身等を精査しますと、これは町のほうから当時漁協を通しましてフィッシャーマンのほうに384万円のお金が出ているということは確認してございます。それで、株式会社フィッシャーマンのほうの運営の中で、漁業者の方々に384万円を支払ったということで報告を受けてござい

ます。

○議 長
3番 南君（登壇）

○3 番
そうしたらやっていないという疑いがあるというのは、それは事実ではないですね。やっているから、お金を支払っていると、そういうふうに解釈してよろしいんですね。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
そのように理解していただければありがたいです。

○議 長
3番 南君（登壇）

○3 番
やっぱり今までの答弁がそうなんですよ。何か腑に落ちないところが結構あれやこれやと出てくるんですよ。

そしたら、次の駐車場について伺います。平成26年6月議会、施設の返済は駐車場の売上げによって収益を上げていく。その収益でしか町へ入る計画はない。こういう収益というのは、二千何百万円から経費を引いて2,000万円は残るという意味ですよ。しかし、平成26年度、7月から営業なので、1年間ではないんですけども、売上予算額、予想で、1,409万円に対して売上げが149万円しかないんですね。それに駐車場の経費が817万円かけています。26年度は売上予算が800万円に対して272万円、経費で1,074万円かかっているんです。27年度は予算額は526万円の実績が339万円、経費が1,037万円、これは自動開閉機が大体何やかやリース料とか点検を入れたら300万円ぐらいかかってくる。これは仕方ないと思います。でも、この経費がかかり過ぎてます。ことしの観光協会の総会で、新聞にも載っていましたが、監査報告があり、意見が述べられていました。収益事業が減収ならば、収入増を図る施策、支出を抑制する方法を講じなければならぬが、余り改善策や努力が見られない。危機的状況を執行部はしっかりと受けとめ、健全経営に努めるべきであると。

これは観光協会の夏の浜の売店事業なんかのことも言っていると思うんですけども、同じようなことがこの駐車場の我がフィッシャーマンズワープ白浜の駐車場のことも言えるのではないかと思います。

維持管理に必要な費用を費やすことはむだではないと言っていますけども、駐車場の件でも支出を抑制する考えは今までなかったのかお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）
駐車場につきましては、収入におきましては、開業時にはやはり150万円に満たなかったということがございました。その後、平成26年度が約272万円、平成27年度が約339万円、そして平成28年度が約465万円、平成29年度につきましては約436万円と、前年度より少し減少はしておりますけれども、現段階でできる限りの努力はしてきたつ

もりです。もちろんまだまだ努力が足りないという意見もあろうかと存じますが、引き続き経費の削減と収入アップに努めてまいりたいというふうに考えております。

それからやはり指定管理者側の努力といいますか、これは当然のこととございまして、今現在もいろんな工夫をしていただいておりますし、この5年間の中で随分と売り場の内容、レイアウト、1階、2階、3階の部分も含めて随分と改善をされてきているのではないかと考えております。まだまだ皆様方にはいろいろなご意見をいただきながら、町民の方々への不信とかそういった疑問に答えるためにも、私どもも頑張りますけれども、議員の皆様にもぜひ積極的にご指導いただきながら、又、町民の皆様にもいろんな角度からご意見をいただきながら、ぜひご利用いただいた上で、あの施設を何とか有効に活用してもらえれば。当然その結果、売上にもつながりますし、観光客のみならず町民の皆様にもぜひご利用いただくことによって、収益も上がってくるのではないかと考えております。

もちろん、今までいただいたご意見、あるいはご批判は真摯に受けとめまして、今後、改善に向けまして、漁業者である指定管理者の皆さんとも一緒に、今後5年目のこの時期に頑張ってお店の再建に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

私はやっぱり考え方がおかしいと思います。極端な話、100万円、200万円、300万円の売り上げしかないのに、自動開閉機は別にして警備費や委託費で毎年五、六百万、多いときには600万円ぐらい出ていると思うんです。売り上げはふえてないのにそこを満額使っているんですよ。そういうのを削減するつもりはなかったのかと、そういうことを聞いているんですけども、どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに経費を費用対効果で申し上げますと、非常にご指摘の部分を十分理解できます。町としましても、これまでの駐車場収入をふやすことの検討ということも考えてまいりました。その1つとしましては、周辺の方々からもいろいろなご意見があったわけなんですけど、周辺宿泊施設を初めとする駐車場の貸し出し、こういったことがまず1つとございます。これにつきましては、周辺の宿泊施設の繁忙期には、当然その浜の駐車場も満車でございますので、夏の宿泊施設も駐車場が欲しいときは貸し出せませんし、ということは1年を通じた従業員とかそういったことにも難しいとなります。それで、閑散期でもお昼の時間帯などは従業員さんの車をとめられますと、そういったことで問題が出ますので、これも余り得策ではないと判断をさせていただきました。

それからもう1つは、収益をふやす方法として考えたのは、駐車料金の引き上げです。今でも駐車場は1時間以内は無料とございますので、大体年間7割強の方が1時間以内で出ているんです。それで、それを超えた方がお支払いをするということで、年間400万円を超す収入を得ているわけなんです。例えば100円引き上げるということも検討させていただきました。大体年間2万5,000台程度、こういったものが料金を支払っていただいておりますので、逆に単純に引き上げますと、250万円の増収ということが見込めるわけで

す。ただ、現時点では、単純に収支が足りないから料金を引き上げるというようなことではなく、しばらく南紀白浜の魅力を高めることで、湯崎周辺へ来ていただくお客様をふやして、それを増収につなげていくべきであるということで、現状の取り組みを進めさせていただいているというところでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと横道にそれるかもしれませんが、インターネットにこういう記事が出ておりました。お金なし、知名度なし、人気生物なし、三重苦の弱小水族館に大行列ができるわけという記事がありました。愛知県蒲郡市なんですけれども、人口8万人のところにある竹島水族館。8年前年間入場者が12万人ほどの不人気施設で閉鎖寸前、それが今、年間40万人前後の客を集めている。市が運営を手放した施設で、年間24万人を割ると収支が赤字、多額の税金を投入し続けることが議会で問題になり、建物は市が所有し続けるが、運営は水族館スタッフが設立した会社が指定管理者として委ねられているとあります。このまま入館者数がふえなければ、給料も払えないと、アイデアを出し合い、全員で頑張った結果、今入館者数も大幅にふえ、スタッフの給料も1.5倍になったと、こういう例もございます。

話を元に戻します。以前町が50万円ほど出して経営診断をやってもらいました。その結果は、診断でも6部門のうち喫茶、ダイビングを除いているんですね。6部門あるのに2つがのっていないし、診断をしてないから経営診断にならないということをご理解願いたいと町が言っているんですよ。業務を委託しているのに、やはりおかしいんですね。結局この結果が町の責任だけを追及しているが、運営者側の改善点は何も書いてないというんですけど、経営診断で2つも除外している理由、これを改めて説明願いたいんです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当時のコンサル委託の件なんですけど、この経営診断というのは株式会社フィッシャーマンの収益を上げるということが目的ではございません。その辺については十分ご理解をいただいているかと思うんですけど、あれにつきましては、確かに南議員の新聞折込の中にも、経営を任せているのに1年余りで町がコンサルに頼んで診断してもらってどうすると。経営介入をするのか、その責任を誰がとるのか。そして、その中には喫茶、ダイビングの除外分もふれられております。

私どもが、このコンサルに頼んだというのは、先ほども申し上げましたように、フィッシャーマンズワープの経営改善のためにやったわけではなしに、現状の中であの施設を指定管理の満了に当たり、当然次の年の条件、そういったものも考えていかなければなりませんから、25年度、26年度は大幅赤字、それで27年度はたまたまかなりの黒字を得たわけなんですけど、これも27年度なので、コンサルを頼んでいる状態のままでは、実際毎年何千万円かのマイナスが生じているという状態の中で指定管理を更新しなければならないわけがあります。そうしますと、やはり過去の実績からいうと、何千万円というお金を指定管理料として上げないと、指定管理者は施設の運営はできないという実態でございましたので、その当時に、そしたら普通の感じで運営したらどのぐらいの金額が損益分岐点であり、どのぐ

らいのものでやっていけるのか、そこをコンサルに頼んで診断してもらった次第でございます。

それで、喫茶、ダイビング、ここは業務委託という形を当時にとってございました。それで、そこから入ってくる収益も一定わかってまいりますので、それをわざわざコンサルに頼んで金額を幾らか払ってといたしますか、当然その分業務がふえますから、そんな中でやるのではなしに、こういったわかりきっているところは除外しようよ。それで、わからないところ、海鮮市場とかイタリアンとか、これは専門家でないとなかなかわかりにくいということの中で、そこを見ていただいた。当然それを積み上げた金額で、当時一千何百万円ぐらいは追いを打たないと経営が成り立たないというふうなことが、当時のコンサルかた出てきた数字でございます。

その数字をもとに、皆様と何回か協議をさせていただき、全員協議会、中には議員懇談会という形でそのあたりの説明もさせていただきながら、現在の状況に至っているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

この施設の経営診断を、喫茶とかダイビング、改善策を見てもらう必要なしとは、やはり施設全体というのは6部門でなっているのですから、当然やって、あえて言うなら、なぜそしたら喫茶店何とかをもっと踏み込んで、例えばこのダイビングにしても直営にせえとか何とかそういう意見も出なかったわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

町のほうから直営にしるとか、当然直営の中での業務委託ということなんですが、業務委託の形をとれ、どうしろ、職員を直接入れと、そのような指導とか話はできないと思います。それは指定管理者側が受ける中で、こうやったほうが経費が上がる、収入が上がる、経費が下がる、そういったことで判断をすべき問題でございますので、そのようなご指摘、指導というのは話というのはさせていただいてございません。

ただ当時も問題になったのが、喫茶経営、こちらのほうは業務委託をしている中で、受けた側は収支が整うようにしかやりませんから、少しでも経費を少なくするという事になったら必要でない時間を閉めるということがございまして、当初、やはり湯崎に夕方でも喫茶店を開いてくれ、10時まであけてくれという中では、それにはなかなかのってくれなかったというのが最終のこととございましたので、そういったところは現在改善をさせていただきまして、株式会社フィッシャーマンのほうに従業員をそこに入れて、運営をしているということとでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと私とかみ合わないの、やっても平行線になるかと思えます。

次に、町は運営を漁協にやってもらっているということについてお聞きいたします。一方

的に負担をかけている。費用的な負担をかけてはいけない。初期投資予算不足等により指定管理者側に支出をいただいたとありますけども、初年度管理委託契約時に予算審議をして、反対もありましたけども、委託料として1,467万円可決しているんですよ。それを予算減額して288万円になったわけですけども、予算がないと言いながら、初期投資費用を押しつけたとしてますけども、この1,467万円の予算を変更したらある程度はカバーできたのではないですか。それなのに、それを何もなしに、ただ相手方に初期投資費用の負担を押しつけたといったらおかしいんですけども、そういうふうにとれるんですけども、それにまた、その後、27年の契約の最後のときに2,230万円の初期投資費用を町が持っているというんですか、そういうこともありました。

そしたら、最初の協定で25年度から27年度では運営上必要な初期投資費用の確保は指定管理者持ちとなっているのに、平成27年度末に町は、初期投資費用2,200万円を実質肩がわりし、それをフィッシャーマンに町が払っています。

これは、町は別に抵触しないと言っていますけれども、この返事は間違いございませんか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

抵触しないというふうに理解してございます。

それと、当時の指定管理料の部分で、まず経営診断の結果というのはあくまで何年かした時点での結果を踏まえての意見でございます。当初の1,467万円をそのまま3年間いったら経営がもう少し楽だったのと違うかと、南議員も今おっしゃっていただきました。それはやはり私も同感でございます。ただ、この当時はそういった経営分析が十分できてない中、1,467万円を288万円にしたと。ここはすること自体が本来であったら1,467万円から288万円に下げる根拠で、それで運営ができるのか。例えば当初の大幅赤字がなければ、逆に言いますと、この288万円でありがとうございましたというふうな話になると思います。ただ、1年目はそういったことで288万円です。1回やりました。そしたら、次は、この当時は4,000万円でしたか、かなりの赤字が出ています。この金額が出ているのにもかかわらず、次の年も、288万円というのは10カ月分でしたか、1年分じゃないので、それを1年分になりますと384万円ということになるんですが、384万円です。指定管理をそのまま継続するののかということなんです。

だから、これは指定管理者と町が共同運営を当然していくものでございますから、1年目に何千万円も赤字が出て、なおかつ2年目にそのまま放置で、指定管理者が頑張っって、このようなことがいかなものかということ、当然指定管理の制度の中でコンサルのほうが、そういったものが白浜町さんどうですかというご意見をいただいたというふうに私は理解してございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

重ねて答弁を求めます。この漁業関係者の、当時からいうたら漁業組合は運営上必要な初期投資費用の確保は指定管理者持ちとなっている、この条項には間違いはないですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

間違いないと思います。

○議長

3番 南君 (登壇)

○3番

だから、間違いないのに町の答弁は抵触しないと、そういう理由で答えてよろしいんですね。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

すみません、ちょっとご質問の趣旨が分からないので、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○議長

3番 南君 (登壇)

○3番

初期投資費用は指定管理者持ちとなっているのに、27年度の末に初期投資費用2,230万円を町が出しています。それから、要は初期投資費用は指定管理者持ちなのに、町が出しているというのは、おかしいのではないかとということです。指定管理者持ちなのになぜ町が肩がわりしたのか。この条項でいけば出せないはずです。その点をお聞きします。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

おっしゃっていただいているのは、条項というのは、町と当時の指定管理者との約束事の協定書でございますので、これというのは、双方の意思を確認するために取り交わすものでございます。ですから、そこに抵触するからおかしいということで、この2,230万円を否定されるという考え方は、私はちょっと理解できないんですが、ただいずれにいたしましても、この2,230万円というのは、3年間運営した中で、当初やはり町が負担すべきものがあつたというふうなことで、その部分を町として支払つたということでございますので、何ら抵触するものはないと考えてございます。

○議長

3番 南君 (登壇)

○3番

そうしたら今の答弁では、両者間の話し合いというんですか、協定書というのは何とでも変えられるという、解釈を変えられるということで受け取ってよろしいですね。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

ただいまの2,230万円が協定書に抵触して書かれている中身と違って払われているというふうな答弁では、私どもでございませぬ。これは、そういった協定書にはふれない中で、

支払いをしたということで、考えてございます。

ただ協定書を自由に変えられるかということにつきましては、当然そういった中身で議会の中でも説明をしまいいつていますから、そういった議会の中で説明したものについては、その都度こういった取りかえ、やりかえをしますということを説明した上で、取り扱うべきものであるというふうに考えてございます。

あくまでも契約なり何なりというのは、相手方との約束、協定というのも約束でございますので、法律の中にこれをやってはいけないというふうなものがあったら、それは抵触でだめだということになりますが、そういった規定じゃなしに、双方の協議の中でやっておくと。協議の中身を確認するために協定書を取り交わす。協定書の中身については、双方に不具合があれば、当初のままでいくんじゃなしに当然それを修正することができる。そして、それを修正するに当たっては、それぞれ説明してきたところに対しては、その修正の旨の説明をさせていただく。これで問題がないと思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

協定書というのは、契約でしょ。契約を簡単に変えられるんですか。それだったら初めに協定書はなくて、もう白紙でいいんですよ。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私は簡単にということは一言も申しておりません。やはりそれぞれの協定を結んだプロセス、その中で出てくる方々に十分ご説明をさせていただいた上で修正すべきものでございます。ただ、議員のご質問は協定書は変えられるのかというご質問でございましたので、私は変えられるということで答弁をさせていただきました。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

重ねてお伺いします。契約書と協定書は同一のものであると理解してよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

趣旨は同じかと思えます。まず、この指定管理制度の中で、本来であれば相手方の約束というのはほぼ契約書なんです。契約書をなぜ使わずに協定書という形をとるか。これは、指定管理の制度の創設の中でもいろいろ協議をされて、そこでは契約という行為じゃなしに、協定というふうな形をとるということが望ましいということで、協定書というふうなことで指定管理の場合はいずれも契約的なお約束をしているということでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

この件に関してはもう終わります。

随意契約についてお聞きします。指定管理者の候補者選定等を公募によらず、本町が出資している法人、または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるかとあります。フィッシャーマンズワープ白浜と株式会社フィッシャーマンの随意契約、そして、駐車場等の警備や整理の随意契約ができる根拠は。そして、もう1つ、これがいけるのなら、随意契約は相手方に断られない限り、続けることができるというんですか、可能性はあるのか。この2点をお聞きします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず指定管理の選定方法による随意という部分と、契約行為における随意という部分の2つの質問ということによろしいでしょうか。

そういうことで申し上げますと、指定管理者の選定に当たりましての部分につきましては、これは公募によらない指定管理者ということになりますので、白浜町は公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条、こちらのほうに公共的団体等を選定することができるとうたわれてございまして、ここでいう出資している法人というのは、公共的団体ということでは株式会社フィッシャーマンをそういった押さえに考えてございまして、その条例の規定に基づいて、まず随意による指定管理候補者を選定させていただき、それを町の議会議決を経て指定管理者とするということでございますので、条例に合致した取り扱いとなっております。

それから、駐車場業務というのは、これは民法でいうところの契約行為ということになってくるんですが、契約行為ということになってまいりましたら、それぞれ双方の意思にかかわりまして、財務規則の中に議会の議決を経るものはこんなものとか、いろいろなそういった条例の中に財務手続の例規があるんですが、こういった労務の提供に関する業務委託につきましては、そういったことに該当してませんし、それがただ、今度は一定金額がありますから、当然入札ということが伴ってくるわけなんですけど、ただ入札につきましても、首長の裁量の中でこれがその事業として望ましい、これまでの事業背景からそういったものが望ましいということが指定される認識と申しますか、そういったことでございましたら、随意契約によってやっていくということは、問題ないということにさせていただきます。

それで、実際それでいつまでもやっていくのかということになりましたら、何らかの問題点が出てきた場合は、そこを変えるということが出てくるわけなんですけど、その辺例えば首長さんがかわるとかそういった極端な場合で、その首長さんの方針がかわる、そういった場合はありますけど、特段そういったものに何の変更もない限りはそのままさせていただいて、ずっと続くという格好になるのが普通かと思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと私はこういうことを言っているんですよ。この株式会社フィッシャーマンは、公募によらず本町が出資している法人、株式会社には出資してないですね。または公共団体もしくは公共的団体、これにどれに該当するんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

公共的団体と理解してございます。

○議長

3番 南君（登壇）

○3番

それはどういう意味で、漁業組合でもないでしょう。株式会社なんですけども。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

公共的団体ということになりましたら、行政実例に伴う解釈ということで取り扱いをさせていただきます。これもこれまでも何回も議会の中で説明をさせていただいたんですが、まず1つは、昭和24年にある行政実例でございます。公共的団体等とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児園、育児院、赤十字社等の構成社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人と足ると否と問わないというのが1つでございます。

もう1つは、昭和34年12月にあります行政実例。民法第34条の規定に基づく公益法人についてもその具体的な活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては、本条の公共的団体等に含まれるということの行政実例でございます。

この株式会社フィッシャーマンにつきましては、漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜を運営することを目的として、当時の指定管理者でありました和歌山南漁業協同組合の湯崎地域の漁業者12人が発起人となって設立いただいたという経過がございます。そして、同社の定款においても、目的として、漁業振興施設に関する管理運営を営むということがうたわれておりますし、現状のところ、収益ということはあるんですが、公共事業、町の行っている事業で収益を上げていただいている会社でございます。

ですから、こういったことで公共的団体に判断させていただいたということでございます。

○議長

3番 南君（登壇）

○3番

私はもう答弁は求めません。公共的団体に私は該当しないと思っております。また見解の相違でございます。

○議長

残り時間3分でございます。

3番 南君（登壇）

○3番

そしたら、最後になります。埋め立てのことなんですけど、生活の場を、埋め立ての場合に海を提供してくれたと、漁業補償ともとれるようなことを言っております。これは、広場は漁港周辺整備事業の1つではないか。漁港関係の工事ですね。それで、この施設をつくるための埋め立てであったり、埋め立て広場も今までも3倍ぐらいになっていると聞いています。しかし、その新規埋め立て部分の駐車場も6割使ってますし、この施設自体も漁業者の

生活の向上のためであると。それを海を譲ってもらったという考え方は、私は非常に違和感があるんです。もう一度この埋め立て工事で生活の場を提供してくれたという意味を聞かせていただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

近年白浜温泉は、いろいろな観光開発が進み、漁場である沿岸の開発もその1つでございました。従来から、地先の沿岸漁業を営み、生計を立ててこられました湯崎の漁業者の方々にとって、これらの観光開発の中には、漁業者の生活に直接影響するものもございましたが、白浜町の観光発展のためになることならとご協力いただき、特に白良浜養浜事業では、牟婁の湯前の漁場や湯崎漁港へ砂が流出し、採貝漁業のための保護区をやむなく牟婁の湯前から湯崎の湯前に変更していただいたこともありました。広場は、漁港周辺整備事業の1つで、埋め立てはこの施設をつくるため、そこにできた駐車場を優先的に無料で使っているとのご指摘もございますけれども、これらの事業は漁業者のために行ったものでは決してございません。町が地域の漁業者に協力していただくことを視野に入れながら進めてきた観光振興、並びに漁業振興、地域活性化のための事業の遂行に当たり、生活の場である海を提供していただいたと、このように私は理解しておりますし、その生命である貴重な海を今現在使わせていただいていると。この漁業者の皆様にも私は感謝を申し上げるべきではないかというふうに考えてございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

時間がございませんのでこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

以上をもって、南君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 12時15分 再開 13時15分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

6番正木君の一般質問を許可します。正木君の質問は一問一答形式です。

1点目の防災対策についての質問を許可します。

6番 正木君（登壇）

○6 番

ただいま西尾議長並びに同僚議員のご理解のもと、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。そして、町長を初め副町長、幹部の皆様、政務ご苦労様でございます。先般、報道によって相当な天文学的な数字が出て、日本は沈没するのかなというような報道がありました。その部分について、順次、防災について質問していきますけれども、簡潔なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

防災、そして漁業振興、観光・地域活性化、この3題について順次質問させていただきます

す。

近年、国、県も防災ガイドラインの変更がたびたび報道を通して伝聞いたしますけれども、南海トラフ巨大地震による災害が30年以内に70%から80%に上がったと聞き及んでおります。いつ起こってもおかしくない状態と認識しておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議 長

正木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま正木議員より防災対策についてのご質問をいただきました。

これは公表されておりますので、南海トラフを震源とする地震が、いつ起こってもおかしくない状況でございます。そういう中で30年以内に70%から80%というふうな確率が出ている、発生する可能性が高いということでもありますので、これは全国でございますが、自治体としましては、特に沿岸地域の県におきましては、それぞれの防災対策や減災対策を今現在進めておるということでございます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

2、3日前の報道によりますと、南海トラフも含めて房総沖はスロースリップというような、初めて聞くような用語、徐々にすべっているというスロースリップというんですか、だからそれも日々年間6センチぐらい沈んでいるというような報道がありました。その中で、先日も同僚議員の質問の中で、防災関係を長野議員並びにほかの議員も質問されておりましたけれども、町長の要旨の中で、クオリティーの一番高いのは、やはり命が大事だと、こういう答弁をされていたので、観光で生きていく何々で生きていくまちだけれども、町長の認識として町民の生命が大事であると、そういうクオリティーの一番の高さを先日答弁されていたように聞き及んで、私は自席で心にとめておきました。それで、その第一に町民の生命を守るトップリーダーは井澗町長なんですけれども、それならば一層町民の命と財産、安心安全、その行政施策が急がれるわけでございます。

その施策でございますけれども、先日来の答弁を聞いておれば、若干私の認識と井澗町長の認識がスロースリップしているのかなというような認識で聞いておりました。そして、本年よりデジタル防災行政無線なるシステム整備が2億、3億とかかかっていくというような説明も受けました。大変大事な事業でございますけれども、私の地元、綱不知は本当に海拔ゼロメートル地帯、大潮になったら裏の側溝にハゼが泳いでいるような状態のところがあります。そういう低地で、古い時代より、今から70年前、私の生まれる前ですけども、戦後の21年、戦後の翌年に南海地震で私の身内も親子ともども引っ張られました。そういう中で、私の認識では、日置川と合併する以前のこの旧町を考えたときに、やはりレッドゾーンというんですか、ガイドラインで真っ赤に染まっているのが、立ヶ谷も羽衣も入れてですけれども綱不知、そういう認識で今まできました。そして、私が9歳の折、日本の真裏にある南米チリの地震を体験しました。自分ところの家の中で、1階の天井まで来たように記憶しております。それがチリ津波です。そのときは、7年前の東北のこんなかぶってくるような津波

じゃなかったです。じわっと浮いてくるような津波で、巡航船で家の前から動いていたやつが、コックンコックン、こういう9歳の小学生の少年が見て育ってきた環境でございます。

ですから、地元網不知は地震よりも津波に対して、古老、先輩先人が相当危機感を持っております。そういう中で、今回、1丁目1番地として私がこの選挙で戦ってきた現況もあります。そして、新人のごとく発表をさせていただく部分でございます。

その津波のことでございますけれども、今言われている東海から豊後までの3連動において、津波の到達時間と波高というんですか、波の高さというんですか、地域によって差異があると思いますけれども、私の記憶で京都大学の防災の先生のレクチャーを受けたときには、この表側ですけれども海岸通りをなめていきますと。田辺湾に入ったときに畠島でぐんと分かれます。それで文里のほうと横浦、古賀の井、網不知へこう来て、そして被害が甚大になったと、こういう経緯、歴史が物語っております。賢者は歴史を学び、愚者は歴史を語るといふ教えをいただいておりますけれども、この波高というんですか、速度、到達時刻、我が網不知地区においてはどのぐらいの感覚で当局は見ておられるのか、簡潔なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

申しわけございません、3連動につきましては、調整のときになかったので、今とりに行っておりますので、巨大津波のデータは今ここに持っているんですけれども、ですから、14分から18分が巨大津波ですので、3連動はそれより小さいので、それよりは少しは到達時刻は遅いと思うんですけど、研究者の方が出されたので、後ほどご答弁をさせていただきます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

以前は、時間とマッハ級で飛行機並みで来るというようなレクチャーを受けました。その中で、リアスを行けば行くほど、東北も2回行ってきましたけれども、一番当たるところは、通常5メートルのところは3倍5倍になっていくのやと。そういう防災認識で、地元で後ろに町内会長もおられますけれども、そういう教えを地域住民に周知しておる状態でございます。

そして、午前中の同僚議員の発言の中にも、網不知も高齢化率相当上がっているんです。そういう状態の土地柄で、先ほど私が事例として戦後の昭和21年の南海地震のときにおいて、旧町において人災、死者は把握しているのかしてないのかと。そこが賢者は歴史を学び、愚者は歴史を語るといふ先例を言うんですけど、そこらはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

年代が全く違いますので、構造物が全く違うので、同じ条件での想定にはならないんですけども、議員からご指摘いただいて、私も死者が出ておるのを承知しておりました。それを調べますと、白浜町誌の委員会が作成した昭和58年3月に発行した白浜の戦後日記というのがございます。その中に、昭和21年12月21日の午前4時19分ごろに、いわゆる昭和南海地震が発生しておりまして、同日の午前4時30分ですから11分後に津波の第1波

が田辺湾入り江に到達し、その後に発生した津波の第2波と合わせまして綱不知、立ヶ谷方面中心に死者が14名、重傷者が5名の人的被害が発生したという記述がございます。また、日置のほうが調べられていないんですが、白浜町誌によりますと、同じ地震で旧四富田、椿にも死者が出たのを私は聞いておりますけれども、当時は死者1名の人的被害、そして行方不明者が3名いらっしゃるというのが、文献で知り得る数字でございます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

堅田地域も安久川からさかのぼっていくと思うんですけど、そこらの部分は資料としてないですか。林副町長のあたりも甚大な被害を受けたと思うんです。そこらはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

人的被害についての文献というのはここまでしか調べられていないんです。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

町長、今幹部職員が答弁されているんですけども、歴史が物語っているんですよ。どの地域でどれだけの方が死んでいると。それが現実なんですね。ですから、我が綱不知は漁師の町で半農半漁ですけども、相当な危機感を持っております。海辺に対しては、川久さんにしてもルネにしても湯快リゾートにしても、ホテル、マンションがありますけれども、皆さんは津波の来るほうへ人間は心理的に動けんと、こういう思いが町民から多々寄せられる分でございます。

ですので、私はなぜ質問でしつこく聞くのかといえば、やはり地域に低地の中で大潮、満潮になったら本当につつんになるような地域、港町は特にそうなんです。私ところでも海拔3メートルです。巡航船が着いてるところもマイナスです。大潮になったら床がこうなってくるんです。そういう状態の港町と綱町と御舟が旧3町が東白浜の構成、そこへ美の浦とか羽衣とか阪田が俗に言う東白浜と、こういう部分であるんですけども、町民のそういう不安を払拭するためにも、町内会長もおられますけど、防災訓練をたびたびしておるんですけども、そういう青天のところで集合というような状態が続いております。私は、やはり先日も避難タワーの件で4件、5件あったという記憶で聞いてたんですけども、現実として、東白浜で世帯数も相当あるんです。町内会で、今3町、4町といっても1,170世帯、そして美の浦を合わせたら人口は3,000余りあるんですよ。綱町が168世帯、我が御舟は100世帯です。港町も100世帯。ですから、そういう世帯数と人口の比率で言えば、この向かいの田辺市なんかは、芳養松原で、報道によったら47の方が生計を立てている。そこへ真砂市長は数億の避難場所を設置したと、こういう部分を報道で認識しておるんですけども、今まで私はるる申しましたけども、その認識で、町長、どう感じられましたか。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

やはり今現在、我々が県とか国からのシミュレーションが出ている数字を見ましても、データを見ましても、非常に切羽詰まっているといたしますか、かなり厳しい状況に置かれているというのは認識をしております。過去の津波においても、被害があったということを勉強しておりますけれども、やはり今後、2段階に分けて対策を講じていく必要があるかと思っております。

まず、東海・東南海・南海3連動地震への対応と、それから南海トラフを震源とする巨大地震への対応と、この2つはやはり我々としましても、最大限の中で一番大きな地震を想定した中での対策を今後はしていかざるを得ないのではないかと。もちろん、千年、一万年かかるような南海トラフの巨大地震かもしれませんけれども、やはりそれは想定外というのは現状起こっておるわけでございますので、そこに対しては町といたしましても、最大限の努力をしていく必要があるかと思っております。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

私は向かいの田辺市の事例と、そして我が近隣の町内会のことを対比的に町長に訴えたつもりなんです。地元で3,000人ぐらい、1,000余りの世帯と、人口は東白浜は3,000近くある。芳養松原は47人で2億、3億を投資していただいたと。多いからせえという意味と違うんですよ。町長も前段、午前中の質問、答弁でも、少ない多いじゃないと。クオリティーの高いものからいくのやと。先日来の答弁で聞き及んでおりますけれども、やはりそれだけ私の地元なんかはレッドゾーンの真っ赤なんです。そういう思いを、林副町長にも、先般来窮地を訴えておるんですけども、どうぞひとつ来期に向けて考えていただいて、町民を安心の御旗を、井潤町長は口を開いてくれたよと、私は言いたいんです。ですから、これをせえ、ああせえとは言いません。そういう思いだけ、伝えておきます。要望は本来一般質問には向かないと、やはり一方通行でもいいですから、私は提案という格好で捉えていただきたい。副町長、よろしく。

それで、東北の震災において、当局、井潤町長は、何を学ばれましたか。東北震災において学んだ事柄があれば、なかったらいいんですよ。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これは、未曾有の被害というふうに言われておりますし、東日本大震災から学んだことは多々ございます。その中で、やはり高台への避難、これはまずやはり一番大きな重要な部分だと思います。あのときに津波に巻き込まれて亡くなった方がたくさんいらっしゃいました。東北の場合は、東日本大震災の場合は、やはり火事とかそういったものよりも、むしろ倒壊とか火事よりも、津波で被害に遭われた方が圧倒的に多かったということでございますので、そこには自助というこの精神がなかなか生かされてなかった。共助、公助と順番でもなかなかうまく機能してなかったというのがございますので、やはり津波でんでんことという言葉がございましてけれども、まず津波が起こったら、一目散にまずは自分の命を守るために逃げると、高台にできるだけ早く逃げるとというのが、私はあのときに学んだ教訓だというふうに思っております。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

私は先般、職員の方々に防災関係の資料あったら出してくださいというお願いの中で、先例のない今まで取り組んでない高知県で、避難場所というんですか、高齢化で高いところへよう逃げんというので全国初という地下シェルターなるものを、私は現地へ視察に行くつもりで段取りをしているんです。各町内会長を連れて、それで地下シェルターなるものが、室戸なり高知のほうで設置されたと、こう伝聞をしているんですけども、そこらは総務課長、いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

津波の浸水から逃げ切れない避難困難地域、議員のお話をちょっと聞かせていただいたんですけど、綱のほうは確かに浸水エリアも多くて、人口も多いんですが、津波避難困難地域の対象者というのは100人を切るという数字が、我々は津波避難困難地域の解消に向けた取り組みを優先していますので、県と協力しながら浸水エリアを少なくするとか脱出できる、これに取り組みさせていただいているので、全体域でお話をされると、少しつらいところがあるんです。

それと、正木議員のおっしゃる、例えば建屋、屋根というんですか、避難できるような施設といいますか、そういう部分は一時避難場所というのは白浜町に150カ所あるんです。その中で、露天といいますか、建物がなくて95カ所ぐらいあります。ですから、そうしたところへ、建屋を建てて逃げたときに雨露をしのげるというものを整備するとなれば、基本的にはまず行政が行う場合であれば、95カ所全て行うのがルールだろうということがあるので、なかなか正木議員の熱意というのは物すごく感じて、何とかというのはあるんですが、やはり我々が進めようと思いますと、そこだけというわけにはいかないんで、その辺はちょっと勉強させていただかんとあかんなと思ってございます。

それで、高知県の場合につきましては、国の補助と県の施策、町が持つ事業費の負担、この割合が和歌山県と全く違っていて、いろんな大きな施設がございまして。タワーにしても8億とか10億とか、避難路でも5億とかそんな大きな施設がいっぱいあるんですけども、その中にはマウントというて丘にするやつなんかもありますし、地下シェルターなんかもあるのは承知してございます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

防災で最後にしたいと思いますけれども、いつ来てもおかしくない状態の自然環境の中で、我々は生かされているんですけども、日中だったらまだしも、寝入りばな、深夜、早朝、こういう環境の中であれば、相当被害も変更されるやろうと。7年前の東北なんか、テレビ中継で車が流されるのを見て、ぞっとした覚えがあります。それで、地元の防災無線で呼びかけていた女子職員が、マイクを持ったまま流されたと。手を合わせてきましたけれども、日中でもそういう職務使命において果たしたと、勇敢な女子もおりましたけれども、今は消

防団も人を助けに行くより先に自分の命を守れと、こういう指令というんですか、消防もここに幹部はおりますけれども、地元の第三分団にも言うてるんですよ。町民を助けるのも仕事かもわからんけど、先に我がと、こういう思いの中で町民と接している私でございます。とりあえず32年、先般のそういう地域の振興も含めて、防災の設備の部分でいろいろと答弁されておりましてけど、リミット2年、3年の中で、ぜひとも取り組んでいただきたい。クオリティーの高い、町長が人命が大事やと、その思いを我が地元の人間に伝えておきます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

答弁漏れの部分ですけれども、3連動の津波の到達時間と浸水深、これにつきましては、疑問に思われるかわからないんですが、県の指標としているのは10分から15分で3メートルから5メートル、これが3連動なんです。ただ、巨大地震になりますと、東白浜地区は到達時間が14分から18分で、最大浸水深が11メートル、浸水深は深くなるんですけれども、到達時間は遅くなるというような指標ですので、ちょっと素人にはもうわからないような数字になるわけです。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

折り返し返信しますけれども、ですから、日時と気候と、それによって若干人間の動作が鈍くなります。何年か前にレクチャーを受けた京都大学の先生は、初動の5分で動ける範囲は100メートルか200メートルやと。寝込んでいて、ああ、何ぞ言いやったよということでしたら、5分はじきの間に過ぎますよ。11分、18分でいったら、もうそこへじゃぶじゃぶ来たよと、こういうような状態になると思います。ですから、デジタル防災無線の中で、早急にインフラをしていただきたい。

議長、防災は終わります。

○議 長

以上で、1点目の防災（津波）対策についての質問は終わりました。

次に、2点目の漁業振興についての質問を許可いたします。

6番 正木君（登壇）

○6 番

我が網不知漁港の整備について、何点か質問いたします。

私の地元の網不知港は風なぎの港といって、昔から県の避難港に指定されて、ロープの要らない風なぎの港という格好で風なぎの港と、昔から伝わっております。その中で、避難港でありながら、福菱さんの裏から始まって古賀浦、横浦も含めて町のポンツーンもあれば、いろいろあるんですけども、台風時期になったら福菱の裏なんかは相当詰まってくるんですよ。それが、今は防災に言うように、穏やかな時期はいいんですけども、さあいうたときに障害物になって、田辺の文里なんかはいろんな部分で整備されてきとるんですけども、この不特定なレジャーボートというか船舶、それが放置されて地元漁師の関係者が困っている状態でございます。その不法船舶というんですか、それは長年の農林水産の課題だと思いますけど、5年さかのぼって若干改善されているんですか。

○議 長

正木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

私のほうから綱不知漁港の中でもそうですけれども、ほかにも古賀浦とかいろんなところがございます。その中で綱不知漁港における放置艇ということであれば、これはプレジャーボートが圧倒的に多いと思うんですけれども、その放置艇に関する内容でございますが、必ず今後やってくるというふうな南海トラフの巨大地震に向けて、陸地部においては各施設の耐震化、あるいは避難場所の整備、これは進めていかなければなりませんし、防災訓練の実施も当然でございます。それ以外に、今議員がご指摘のように、仮に津波が発生した場合において、漂流船舶等による被害も大きな課題でございますし、危惧されます。東北の震災のときもそうだったんですけれども、船が陸に上がっていくというふうな、それでかなり大きな被害を及ぼしたということもございました。そういう意味でも、放置船舶をなくすための取り組みというのは進めていく必要があるかと思っております。

白浜町は海岸に面したところも多いわけでございますので、各漁港施設における放置艇の対応というのが緊急の課題となっております。現在、県もその指導を町のほうにできておりますので、なかなか一気にというのは難しいんですけれども、今までも随分と調査をして、指導してきたというふうに私は認識しています。詳細につきましては、担当課より説明させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外(農林水産課長)

平成16年までは各漁港において、漁船以外のいわゆるプレジャーボートが許可なく係留されておりましたが、そういったものを防ぐために、16年からそういったものを改善しまして、お金をいただいて係留するという措置に変えてまいりました。その後、いろんなことで連絡をして整理を行っていたんですが、一応24年度の綱不知漁港の利用区域内における不法係船調査では、59隻の係船が確認されており、平成25年度には日本小型船舶検査機構の協力も得て、要は番号で割り出すんですが、不法係船の所有者を特定しまして、26年度から行政指導として船舶の移動及び係船の手続をするよう、口頭及び書面において指導を行い、移動先の1つである古賀浦の海岸護岸、及び浮き桟橋2基の係船空き状況についても和歌山南漁業協同組合と合同で精査をしてまいりました。現在の不法係船は33隻で平成24年度からは26隻減少しておりますが、船舶番号のない所有者不明の船舶を含めいまだ整理しきれてないというのが実情でございます。

今後引き続き、移動及び係船申請手続依頼の通知、指導を行い、それでも応じない所有者については、行政代執行も想定した是正指導を実施し、放置船舶、不法係留をなくすよう努めてまいります。

○議 長

6番 正木君(登壇)

○6番

今前段町長からご答弁いただきましたけれども、やはり池田の堅田漁協の裏の旧有料のと

ころの入り口の細野へ入っていく、あそこなんかは船舶、オーバーフローしていくと、そういう構図も聞いております。ですから、不法船舶は、現実に漁師の船もあることはあるんですけども、それが二次被害、三次被害になったら、これもまた困った問題やなど。ですから、漁師は漁師で生計のもとですから、それをどうこう言うんじゃないんですけど、やはり戸籍のない船、そういう船舶を行政のほうから速やかに指導が必要だと思いますけども、もう答弁はよろしいですけども、ひとつそこらのところを含んでおいていただきたい思いでございます。

我が網不知に何十年來の思いの中で神紀フェリーという残骸が残っております。もう何ともかんともできんようなしろものがございます。何百トンというようなボリュームのあるコンクリートのものですけども、それは先般も県の職員が来て精査されていたのを側でずっと聞いていたんですけども、白浜町にとって、県とのかね合いで白浜町のスタンスはそこらの神紀フェリーの後の扱いというんですか、そこらはどういう格好で今おられるのか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

網不知漁港でございますフェリー棧橋につきましては、平成19年3月30日にフェリー棧橋の所有権並びに管理運営に関する覚書を交わしまして、所有権につきましては、町と漁協、それから民間企業、この3者の共同の所有となっております、管理運営に関しましては白浜町が当たるというふうになっております。

運用については、別途3者で協議して定めるとされておるんですけども、このフェリー棧橋につきましては平成20年5月に住民の方から、棧橋の一部鋼材が何者かによって撤去されているとか、操作室への不法侵入の通報が寄せられまして、老朽化も進んでおりますので、海への転落等の危険性も考えられるということで、侵入を禁止するためのフェンス並びに操作室への入り口を封鎖して、立入禁止の看板を設置しているというところでございます。

そういったことから、現在フェリー棧橋は全く活用されていないのが現状でございます、町といたしましても、このフェリー棧橋の有効な活用策が見当たらないというのが現状でございます、苦慮しているところです。また、これを活用するとか撤去するとかすれば、特に撤去は多額の費用がかかると思いますので、共同所有者で協議を行う必要があるとは考えておるんですけども、現状のところ特段の見通しは持っておりません。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

県とのやりとりということでございますので、あくまでも参考でございます。多分この件だと思います。

昨年2月に県議会で白浜町内の既存の棧橋を活用したクルーズ船の寄港についての質問がございました。それで、クルーズ船の誘致につきましては、平成28年11月に県庁でクルーズ船の誘致チームが立ち上げられまして、国内外で開催される商談会等への参加や船会社等を直接訪問するなど、プロモーション活動を積極的に実施されているところでございます。

ただ、近年クルーズ船は大型化する傾向にございまして、今まで和歌山に寄港実績があつ

たクルーズ船でさえ、大型岸壁が整備されていない白浜町の周辺の港湾では直接接岸することは難しいということで、こういったところでは岸壁に直接接岸せず、沖どめをした船から乗客が小型船に乗りかえて、小型岸壁から上陸した例があるそうでございます。

そのような中、昨年3月17日に、港湾漁港整備課が県庁のほうから直接現地を確認され、たしか私もそのときに立ち会ったのですが、その結果をその後に確認されたところでは、フェリー棧橋の老朽化が既に進んでいると。それから、水深的にも浚渫が必要ということで、現状での利用は難しいという判断をされたと聞いております。やはり今のところ、白浜町として良策は見当たらないといった状況でございます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

今、古守課長からるる説明がありましたけれども、やはり当時は内水面も含めて、イカダ、漁業者を含めて少なかったんですけど、今は大手さんが相当湾内にイカダが係留されております。大型クルーズはとてもじゃないけど、ああいうところへは現実に入ってこれません。ですから、今古守課長が言われたように、そういう部分で観光振興については私は協力しますけれども、やはりもっと手だての違う部分で考えるべきという思いをしております。

そのフェリー跡の近隣に大きな東洋一と言われるホテル川久がありますけれども、その周りを10年ぐらい前ですか、護岸をずっと整備していただいて、今子どもも女子もファミリーで釣りに来ている、そういう現実がございます。これは後の観光とリンクしていくんですけども、漁港整備として、私はこの4年間親戚の漁師のお手伝いの中で綱不知ガニ、ヒロメ、ウニ、イセエビ、いろいろ魚介類を網仕立てで早朝、夕方よりやったり揚げたり、こういう4年間で体験をしてきました。その中で、綱不知では、阪田の種苗センターから川久の裏、横浦湾、そして福菱の裏も含めて、池田の一部までの範囲でワタリガニが生息しているんです。江津良、瀬戸、湯崎、この地域へ行ってもワタリガニはないんです。そういう中で漁港をきちっと整備して、生業とする漁師の部分が必要と思われるんですけども、片方は、整備した中でそこを活用して、今いろいろなブームがありますけれども、先ほど言ったように子どもがファミリーで釣りに来ているんです。先般も、子どもさんがクエの子をすくったんです。それは何かというたら、南方系のやつが水温の自然変化で上がってきているんですね。そういう環境の中で、あそこを釣りガール、山ガールじゃないですけど、そういう観光スポットとして漁師、漁業振興とともに釣り公園を整備したらいかかかなと、こういう思いで、漁業振興と観光の合体した部分を、整備とともにスポットと、こういう思いがあるんですけど、町長、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今正木議員からご案内いただいたように、あそこの綱不知湾といいますか、あそこは非常に豊かな海だと思いますし、今もあそこではウニとかヒロメとか、あるいは今お話のワタリガニが多々生息しているということも聞いておりますし、いろんな報道でも拝見したことがございます。

その中で、魚の海釣り公園にしてはどうかというふうなご提言でございます。現在も綱不

知漁港内のホテル川久周辺は、アジとかイワシ、チヌ、イカなどの釣果がある場所として、子どもから大人までの釣り客でにぎわっている場所でございます。地元の釣り好きな方、家族で釣りを楽しまれる方、また、白浜町を訪れるお客様に対しても十分お楽しみいただけるスポットだというふうに認識をしております。議員ご提言のように、現在の場所を、例えば無料ではなくて有料化するとかいろいろな方法があると思います。やはりそれなりには整備をしなければなりません。トイレの充実等もでございますし、当然、トイレや駐車場を整備すれば、町民の憩いの場にもなると思いますけれども、そのあたりは非常に新しい観光スポットとするためには、それなりのこれからの投資といたしますか、費用的な部分もありますけれども、私はあそこの一帯をもう少し活性化していきたいという思いはございます。これは町長になる前から、あの辺で釣りをしたり、子どもと一緒に遊んだりしたこともございますし、あそこは安定した海域だと思っておりますので、内海でございますので、余り荒れることがございませし、そういう意味では非常に可能性があるのではないかと考えております。

しかしながら、例えばこれを釣り公園にして、和歌山のマリーナシティですとかあるいは近隣にも釣り堀の公園がございまして、ですから、そことの兼ね合いとか、有料化にするによって、今度は客離れが起こったり、せっかくつくった施設がむだになる可能性や、あるいは、類似施設もございまして、競合した結果さびれてしまうというふうな心配もありますので、慎重に対応する必要があるかと思っております。今後は、漁業者とか地元の方とかも含めて、釣り客の意向なども確認しながら、ぜひ前向きに貴重なご提言として研究をしてみたいと思っております。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

数年前に廣畑議員が質問した部分で、近隣にトイレ設備をしたらどうかと、こういう提言をされておったように聞き及んで、私もその当時は議席を持っておりましたが、今はSNSとかそういう時代なので、1つ環境のええところをアップしたら相当反響があるかと思っております。そのために、今町長が前段に言いましたように、トイレから駐車場からきつと整備して、そして、有料化して白浜町の整備、償却できるぐらいの部分は徐々にプラスになっていくのと違うかという思いがあるので、ぜひともそういう思いで取り組んでいただきたい。

続けていきます。私はこの間67歳になりましたけれども、ことしの2月9日、網不知湾が初めて凍ったんです。紀伊民報に載ったと思います。早朝に網を揚げに行くのに船が出れないんです。海が凍るといのは私は初めてです。2月9日です。それで、船外機でバリバリッと割って出た。ですから、ラニーニャというんですか、ああいう自然環境で南方系の魚が揚がってきたり、田尻でわけのわからん魚がぶかぶか浮いていたりとか、結構そういう自然環境の変化で、今は町長が言われたように、ウニもツメバイにしても定点観測している京大の畠島らでもウニが全滅しているんです。それで、自然環境がおかしくなっている。溝口議員もおられますけども、お父さんに20年ほど前に、一次産業はもうさっぱりやぞ、百姓も漁師もあかんと聞いたんです。というのは、白浜地域は、現実として生計を立てられない沿岸漁民です。そういう中で百姓も自然環境に、豊漁も不作もあっていろいろありますけれども、これはどこへ持っていくわけにもいきませんが、せめて一次産業に携わる生業とする方々の灯として、先般も漁業組合絡みの補助金でいろいろな部分で問題にされてお

ますけども、各種苗、貝、エビ、いろんな部分で日置から始まって各漁場、そういう部分にきちっと投資したら、もっと水揚げが上がると思うんですけども、そこらの部分を種苗の放流事業として事業計画はどういうお考えか、伺いたい。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

各種苗の放流についてのご質問です。気象状況は潮流の影響によりまして、海水温が変化して、あるいは乱獲等もございまして、魚介類の漁獲量が著しく減少しているというのが現状でございます。

当町では、アワビやトコブシ、イセエビなどの魚介類を放流することで、資源を増大させることを目的に、漁協に対しまして水産増殖事業費補助金を交付してまいりましたが、残念ながら過日の新聞報道にありましたように、和歌山南漁業協同組合の補助金問題が発覚しましたので、補助金どおりにとということについては明確な答弁ができかねるところでございます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。放流事業の詳細につきまして、担当課長から少し答弁させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

近年の放流事業としましては、白浜支所では、イセエビ、アワビ、トコブシ、クエ、日置支所では、イセエビ、トコブシを放流しており、水揚げ高も毎年報告いただいているところでございます。

効果につきましては、大体23年と29年度の比較をさせていただきますと、アワビにつきましては約半分以下に減少してございます。こちらのほうはそうしたら効果のほうはどうなということになるんですが、トコブシにつきましてはほぼ横ばいでございます。それから、イセエビにつきましては逆に5割増しというふうな結果も出てございます。金額的に見ますと、日置支所のは先般より補助金問題でいろいろあるので、白浜支所の部分で申し上げさせていただきますと、流れ子の放流で、平成29年度より86万4,000円、それからイセエビは441万円放流させていただいております。アワビにつきましては、また2万6,000円ということで金額がぐっと落ちるんですが、やはりそれなりに投資をして金額を得ているという、放り込んでいるというふうなところについては、この結果からすると一定の効果は出てきているのではないかと考えております。

以上です。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

今、古守課長よりそういう実績の中で答弁をいただきましたけれども、そういう部分でまた継続的に、この間も町長が説明されておりましたけれども、きちっと精査した中で、きちんと検証した中で放流事業を継続していただきたいという思いでございます。

それで、この5つ目の漁港整備のラストの問題ですけれども、今、磯焼けも含めて各地域が宅造とかいろんな環境で、この10年、20年さかのぼって環境が変わってきて、湾内も

堆積で相当困難している場所もあります。生態系も変わっております。その中で、海底浚渫が漁業者より望んでおられると、こういうことで聞き及んでおるんですけども、そこらの計画の中で漁協の思いはあると思いますけれども、綱不知湾の浚渫に関しどういうローテーションであるのか、あれば伺いたい。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然浚渫というのは必要なことでして、ケースバイケースでどんどん対応していかなければならないと思っております。漁協さんあたりからのご相談は、まず袋漁港、こちらのほうが実際船の底がすっているというような状況がございますので、まずこちらを先にやりたいと思っております。それで、その後またいろんなところから相談、当然綱不知からのご相談を受けてまいりますので、そういったところを漁協さんとも相談しながら順次取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

以上で、漁業振興並びに関連質問を終わります。

○議 長

以上で、2点目の漁業振興についての質問は終わりました。

次に、3点目の観光・地域活性化についての質問を許可いたします。

6番 正木君（登壇）

○6 番

それでは観光・地域活性化についてご質問いたします。

先般、町長の説明要旨の中でも、いろんなニーズを的確に捉えながらプロモーションを考えていきたいと、そして、戦略的に取り組んでまいりますと、こういうような表記がありますけれども、現在イベントの精査と新規イベントの取り組みですけれども、先般、有志団体が海開きの件で町に対し、再考をと陳情があったと聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

海水浴場開きのご質問だと思います。ご承知のとおり、2年前までは5月3日に白良浜海水浴場を開設しておりました。ただ監視体制の課題もございまして、安心・安全・快適なビーチを確保できないことから、白浜観光協会と協議を行い、昨年からは7月15日の開設、ことしが7月1日の開設予定となっております。経済団体からも5月3日に戻してほしいとの要望もございます。あるいは6月でもいいんじゃないかというような声も聞いております。

一番の問題となっていた監視体制、ライフセーバー、地元のライフセーバーがいないということで、なかなか5月3日に海水浴場開きをしても、それからずっとライフセーバーを確保するのが難しい状況がございます。その中で、今回、地元のライフセーバーを養成するための講習会を今月の下旬にも予定しておりますので、その部分については予算もつけました

ので、これで監視体制は整いつつありますけれども、費用等も含めまして、課題事項もまだございますので、現時点では、5月3日とは言えませんが、一日でも早く白良浜海水浴場の開設ができるように、関係団体とも協議をしていきたいと考えております。

ただこれもかなり町民の方とかあるいは住民の皆さんにはまだまだ誤解の部分があると思うんですね。厳密に言いますと、海開きと海水浴場開きというのは、本当は分けて考えなければいけないことなんです。白良浜の入り口には海開きと書かれていますので、これは海水浴場開きというようにイコールで考える方も多いんですけれども、実は今までの場合、5月の3日に海開きをやっていたというのは、やはり海開きは5月3日ですよ。ところが、それから先のしばらく監視員はいませんよと、ライフセーバーはいません。7月中旬に正式な海水浴場開きをしていたというのが現状でございます。ですから、そこにこれから県の指導等もございまして、それはいかがなものかと、安心・安全なビーチと言えるのかということでございますので、やはり5月3日に仮に戻すのであれば、5月3日から海水浴場開きイコール海開きにして、それからずっと7月、8月とライフセーバーを整えていくと、そういうふうな形が理想だと思います。ですから、そこは今後、しっかりと議論をしながら観光協会さんも巻き込んで、今後どういうふうなことができるのか、費用対効果とかそんなことははかり知れませんが、やはり私は、現実的には理想的には5月3日に海開き、海水浴場開きをして、それからずっと監視員もいると。泳ぐ人は少ないかもわかりませんが、最近はまだ5月、6月でも本当に外国人なんかは泳いでますので、そこはしっかりと我々の現状を見ながら、十分議論をして、最終的な結論をまとめていきたいと思っております。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

繰り返しますけれども、町長のオンリーワンという思いの中で、観光というのはやはり原点は私は感動というんですか、感動が観光の原点だと思います。わー、すごいと感動する、それが近年本州で一番の海開きという思いのうたい文句でやってきた。その中で、ここに副議長もおられますけれども、宿泊、観光に携わる方々は、お客さんがそこにスケジュールを合わせてきて、白浜に投宿すると、こういうような感覚がずっと定着してきて、そこに急遽そういう部分で変更があったと。昔から継続は何々なりというようなことわざがありますけれども、先ほど言うたように、感動が一番で、沖縄以外、本州で一番の海開きというような白浜町が、それでうたい文句で走ってきたと思います。ですから、今町長が答弁されましたけれども、もう一度原点に戻って、何がいいのか、何が大事なのか、その部分で精査していただきたい。

それで、次の2つ目です。この新規イベントは退化していく文化も含めて人的な部分で、温泉まつりもいろんな変化をして今に至っておるんですけども、陸・海・空という丘・陸、海、空、先般もエアレースのプロフェッショナルの室屋さんがフライトを2回のところ1回で中断したと聞き及んでおるんですけども、そのエアレース、上のレースも含めて先般、ある関係者が白浜へ来泉されまして、会いました。それは何を意味したのかといたら、陸・海・空で、まず陸で言えばスーパーカー、フェラーリ、ランボルギーニのそういう全国大会の部分であっちこっちが動いている団体と会いました。それと、海ですけどもスーパーボートの海の中でのレース、空は空でエアレースと、以前私は反対したんですけど、三段でレッドブルが飛び込みのイベントをされました。私は、あそこは鎮魂の三段壁で、町長にも以前

言うたと思いますが、私は、身内として飛び込むのがおったら、もう町長やめてくれよという思いでおるんですけども、そのレッドブルがおるんですけども、関係者が室屋さんと無二の親友の中でスーパーカーの関係者も皆協力するよと、こういうオファーがありまして、私はちょっと関係者と会ってきました。

そしたら、できる範囲は協力するよと。ですから、陸・海・空、スーパーカーでも今は昔のクラシックカーで京都から高野山を回ってくる、そういう人もありますけども、今言うフェラーリ、ランボルギーニ、スーパーカーの50台、60台はいつでもそろえますよと、白浜へ誘客目的で協力しますと。その方がレッドブルの団体と室屋さんとも協調関係にあるという格好で、私は今ここに質問しているんです。

そういう部分で、もし町長が、新しいイベントとして白浜の部分でひとつ研究させてくださいという思いがあれば、お考えはいかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これは新しい新規イベントというのは、これからケースバイケースですけれども、当然考えていかなければならないと。マンネリ化してくるとそこでどうしてもお客さんから離れられますので、できるだけ新しいイベントも盛り込みながら、観光協会とも協議をしながらやっていきたいと思っております。平成28年10月にはレッドブル主催のクリフダイビングの世界大会が三段壁で行われました。その後、世界を転戦しておりますので、なかなかまた日本に戻ってくることは、今現在はないんですけども、また、日本で開催するときは三段壁でやりたいというふうなご意向も、選手の皆さんからもいただいておりますので、その辺も期待をしているところです。

それから、自動車イベントにつきましては、なかなか今白浜でやっているというのはないんですけども、これは民間の方々がラフェスタプリマベラというのが名古屋から白浜町まで参加して、ずっと旧空港跡地まで来て、それから宿泊は今まで白浜だったんですけども、最近はみなべのほうに泊まっていたいただいているんです。そういったイベントもごさいます。

それから、空につきましては、先ほどご案内いただきましたような、空の日フェスタもことしはごさいますので、そこで9月2日には新たなイベントが行われる予定になっております。

それから、先ほどのエアーショー、これも室屋さんが世界チャンピオンでございまして、なかなか来てくれないんですけども、5月13日に来ていただきまして、去年は5月3日だったんですけども、そういったイベントも行いました。非常に充実したイベントだったと私は思っておりますので、今後新たなイベントを企画するにあっては、ぜひ皆様方のご指導とかいろんな方面からのオファーといいますか、申し出、アイデアをいただければありがたいと思っております。やはり、白浜はそれだけの十分可能性、できる可能性のあるdestinationだというふうに思っております。

○議 長

6番 正木君(登壇)

○6 番

再度町長に進言しておきますけれども、室屋さんとこのスーパーカーの関係者は友人らしいです。唯一日本人でモナコでそういう世界モーターショーで出展しているのは、この間私が会った関係者です。モナコで世界のモーターショーに出展される愛知県の方です。その人が室屋さんと交友関係があつて、白浜でやるのだったら私も協力するよと、こういうような返事をいただいております。

そういう先例がありますので、もう1つ、何年か前に白浜コンソーシアム構想というのが商工会で10名、20名寄っていただいて、白良浜のビーチの活用の部分で、ある方の提言で動いた記憶がありますけれども、その中で、夏だけ白良浜ビーチはサマービーチというイメージじゃなくて、前段に町長が言いましたように、外国の方はフルシーズンそういう部分で対外的にビーチ散策、ビーチでリラクゼーションすると、こういうような我々と若干違うような感性を持っておられます。その中で、白良浜のビーチ活用でリラックスできるような施設というんですか、それが、きのう冊子が出てきたので、ああこれは先手をやられたよと自分は思うたのですけれども、ソファベッドにしてもペナンとかインドネシアのバリとかグアムにしても、各南方系のビーチでは、多々そういうビーチにおいて寝転んでもろうたり座ってもろうたりというような感性があるらしいんですけど、白良浜については、我々は地元で使いやるけどどっちかというたら県の管轄下で意見が強い部分もあると思います。そういう中で町長が今見られている冊子の中でも、利活用がもっとフルシーズンいけるような部分で、また取り組んで思考されていると思いますけれども、観光課長そこらはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま正木議員よりオールシーズン白良浜を利用できるという大変貴重なご提言をいただきました。

先ほど議員もふれられたこの白良浜周辺等海洋活用計画という中でも、ことしの夏実証実験を行う予定にしております。これはもともと平成27年度に白浜温泉街活性化構想推進計画というものを策定し、その中で白良浜周辺の取り組みを重要施策と位置づけておりましたので、それを今回個別計画として海洋活用計画というものを策定したところです。そして、町長も就任した際には、世界に誇れる観光リゾート白浜、オンリーワンの観光地ということで、白浜町の活性化を目指す施策をおっしゃっておられましたので、それらを含んだ上で今回白良浜周辺等海洋活用計画の中では、白良浜をどのようにすればお客様に喜んでいただけるか等々も含んできちんとした実証実験を行い、また、議員から先ほどアドバイスいただきましたような内容も含めて、計画のほうを立てていきたいと考えております。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

時間も差し迫っておりますけれども、やはり観光というのはおもてなしというんですか、それが原点。まして、2年後にオリンピックとか万博とかいろんな日本の国内で相当なビッグイベントが控えております。その中で白浜にもインバウンドも含めて相当来泉されると思います。その中でおもてなしの心がやはり原点で、寒くてもビーチに寝転んでTシャツ1枚でうろうろすると思います。本当にそういう西洋の人というのは、案外寒さにも強いような

方らしいんですけども、そこらも含めて白浜を観光でいく中でおもてなしが、私は大事ななと。

今、町長が言うように、オンリーワンのまちづくり、そしておもてなしの心、それと先ほども釣り公園で言いましたけども、インスタ映えというんですか、私はようしませんけども、そういうツールで発信して、一瞬にしてざっといく時代でしょう。ですから、町長の言うようにオンリーワンのまちづくりで、白浜もそういうインスタ映えするような、食にしても景観にしてもそれが大事であろうかと思えます。それでやはり我々は失礼やけど、男の感性というのは案外しれてあるんです。女性の方の感性が一番ニーズに合う。ですから、いいねとかインスタ映えとか、そういう部分に今まさに特化している観光が、本当のローカルにしたって、田舎暮らしにしたって、そこにスポットを浴びる時代です。ですから、何でもかんでも華やかでなくても、その原点をもう一度林局長も、副町長が観光局の局長になりましたので、ひとつ尽力をよろしく、副町長、ひとつ答弁をお願いします。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

4月2日に南紀白浜観光局を設立いたしましたので、まだ職に就いたばかりでございますので、いろいろご意見をいただいたのを参考にしながら、精一杯やっていきたいと思えます。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

最後の質問にします。けさほどある議員のOBがこういう短冊を持って駆け込んできたんです。何を言いたいのかと、町内に配られた電話帳の中にJR白浜駅の表記がないと、これは白浜の当局には責任はないけども、JRの駅の番号がなかなかつながらないと。そういう案内がやはりサービスの原点が何か忘れているの違うかと、町に責任はないんですよ。やはり今もモータリゼーションの中で大半が車で来ると思えます。ですけども、JRの白浜駅という厳然たる部分はあるんですよ。問い合わせたらつながらないと、それでインフォメーションがどこかへずーっと行くのやと。インターネットで出てきてもこないになるのやと。それはカスタマーの部分でいろいろあると思えます。そこらの課長、認識がわかっていたら言うてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、今白浜駅の電話番号というのは公表されていない現状です。0570で始まる音声ガイダンスの番号を押されて、その後議員が言われたように番号を押しながら、自分の目的を探すという、本当にややこしいような形になっているところです。本当に利用者の方々からもそのようなお話を聞いているところで、観光課としても承知はしているところなんですけれども、ただこの白浜駅に限らず、県内の駅または西日本の駅もこの0570で始まる音声ガイダンスから全ての利用客に対してのメッセージというか、聞きたいことはここから聞けるというように、今はしているみたいなので、本当に観光地であるというご指摘のとおり、なかなかおもてなしといえればそれにはそぐわないかなという思いは、個人的

には持っているところなんですけれども、JR西日本さんの戦略というかこのような形に現在はなっておりますので、また一度駅のほうとも話をしながら、事情も含めて再度聞きたいと思います。

○議 長

6番 正木君（登壇）

○6 番

よろしくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、正木君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14時35分 再開 14時45分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

10番水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。

まず1点目の通学路の安心安全についての質問を許可します。

10番 水上君（登壇）

○10 番

それでは、質問させていただきます。最初に通学路の安心安全についてということで、再検証ができているのか、お尋ねしたいと思います。

昨年は新入生のご父兄からのご意見を議会で紹介しました。当時いただきました答弁では、平成24年度に出された国の通達により、各小学校で定めた通学路の安全性を把握するために、国、県、警察など関係機関との合同による緊急点検を行い、取り組みを継続していくために、平成27年3月に白浜町通学路交通安全プログラムというものを作成していて、関係者と連携をしながら児童生徒が安全に通学できるよう対策を図っているところで、白浜町PTA連絡協議会、青少年育成町民会議などからも、毎年具体的な改善箇所についてのご要望をいただいております、これらをもとに危険度や重要性、交通量といった事柄を勘案しながら、限られた予算などで優先順位をつけて計画的に整備を実施していきたいと答弁されました。この合同会議はどのような状況で、これまで開催されてきたのかお尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

水上議員より通学路の安心安全についてご質問をいただきました。

教育委員会としましては、児童生徒が安心安全に登下校できるよう、日ごろより学校と連携し取り組みを行っているところです。また、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した事故を初め、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、緊急合同点検を実施し、その後、継続的な取り組みを行うため、白浜町通学路交通安全プログラムを策定し、取り組みを行っております。取り組み状況等については、教育次長より説明申し上げます。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

合同会議の開催についてご質問いただきました。箇所について、合同点検前に打ち合わせ協議等を行い、点検実施後にはどのような対策が必要か等を検討するために開催しました。

○議 長
10番 水上君（登壇）

○10 番

緊急点検と説明の中にありました。これはどのような事態を指して、実施事例はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

緊急合同点検につきましては、先の教育長の答弁にもあるように、平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、教育委員会、学校、警察、道路管理者等関係機関が連携し、全国一斉に実施しており、その後、緊急合同点検を実施した事例はありません。合同点検の継続的な取り組みを行うために、通学路交通安全プログラムを策定し、取り組みを行っています。

○議 長
10番 水上君（登壇）

○10 番

白浜町通学路交通安全プログラムに沿ってのその緊急点検から、町内通学路の改善箇所の実態と検証、整備状況の進捗と、また合同点検は2年に1回と聞いていますが、その実施状況は今されてないと言われましたね。点検のために通学路安全推進会議があるそうですが、ここで出ている重点課題というのはどういうものなのでしょうか。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

緊急合同点検からの改善箇所の実態等についてお答えいたします。

緊急合同点検を実施し、町内10校の校区で33カ所の対策必要箇所を確認したところです。その結果をもとに、それぞれの内容に応じ対策を講じていただくよう関係機関に要望を行い、平成29年3月末現在で1カ所の対策を残すのみとなっております。

その後の継続的な取り組みとして、26年度に実施した点検では、新たに12カ所を確認し、関係機関に対策を要望し、順次改善を実施していただき、現在5カ所の対策が完了しているところでございます。

安全推進会議については、先にお答えした合同会議が、通学路安全推進会議となったものでございます。

○議 長
10番 水上君（登壇）

○10 番

これまでにされた対策の成果と児童生徒が安全になったと感じているかを確認するためのアンケートというのをとっているのでしょうか。その結果というのはどのようなものだったのでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

成果とアンケートについてお尋ねいただきました。

関係機関が連携し、交通安全教室等のソフト対策と、歩道整備等のハード対策が効率的に取り組めた結果、教育委員会独自で要望等を行うより、スムーズに改善ができたと考えております。

また、アンケートでございますけども、先の緊急合同点検で確認した箇所全ての改善が終わっていないため、実施できていないのが現状でございますが、改善が完了した後には実施したいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

児童生徒がどのようなアンケートの中で答えを書いて、結果が出るかというのが大変楽しみです。このアンケートをとっていただけのように思います。

それから、車両と歩行者の離隔の測定、実際どのぐらいの離隔距離があれば安全だと言えるのでしょうか。歩道のない箇所ではほとんど離隔距離が確保できていないように思います。点検から始まって対処について、どのように解消され、安全が確保されているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

通行時の車両と歩行者の離隔距離や歩道のない箇所の安全対策についてご質問をいただきました。道路交通法第18条の2で車両は歩道と車道の区別のない道路を通行する場合、歩行者の側方を通過するときはこれとの間に安全な間隔を保ち、また徐行しなければならないとなっております。法律では、安全な間隔というのは具体的な数値は示されておりません。一般的には、対面で通行し、正面から通行するときですけれども、歩行者が車を認識できる場合は1メートル以上、それから、背面から通行する場合、後ろから車が行く場合ですが、歩行者が車を認識できているかどうかわからない場合は、1.5メートル以上とるのが望ましいというふうにされてございます。

しかしながら、子どもであれば予想外の行動が考えられたり、また、自転車であれば何らかの原因で転倒したりということをご想定しますと、一概に何センチあれば安全ということは言えないと思っております。

議員ご指摘のように現状は歩道のない町道が多く、路側帯も狭くて、歩行者等の安全が確保できていないような場所があると認識しております。これらを解消するためには、言うまでもなく、歩道を設置することが最適であるというふうには思いますけれども、道路幅員が狭く、歩道を設置するためには建物の移転等を伴う区間が大半であるため、早急に整備をす

るということは非常に難しい状況でございますが、今後、整備計画を立てて、側溝改修によるふたの設置や路側帯のカラー舗装、それからまた外側線やポストコーンの設置等により、歩行スペースを確保するなどの安全対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

ほぼ今ご答弁いただいたんですが、町内の歩道のない狭い道路で、歩行者や自転車の通行に危険な箇所があります。離隔距離がなくて、実際に児童生徒から、また保護者からの相談もあります。建設課に相談もしました。このように訴えのある危険箇所の点検と整備についても、どのような状況で声を聞き、反映し、整備計画を立てていくのか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

危険箇所の把握という点でお答えします。

危険箇所の把握につきましては、常に学校と教育委員会で情報を共有し、取り組んでいるところでございます。また、本年度は白浜町通学路交通安全プログラムに基づいた点検を予定しており、現在各学校に照会をかけているところでございます。

教育委員会としましては、引き続き、関係機関がスムーズに対策等が実施できるよう、白浜町通学路交通安全プログラム等を活用し取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

歩道のない道路で歩行者や自転車の通行に危険な箇所の整備計画ということでございますけれども、毎年連合町内会また区長会、その他PTA連絡協議会や青少年健全育成町民会議等から、県道や町道に対するさまざまな要望をいただいているところでございます。県道に対していただいた内容につきましては、各区長会から直接西牟婁建設部に要望活動をしていただいております。緊急性が高い案件等につきましては、建設課で直接県担当課にも要望する場合もございます。また、町道に対していただいたご要望につきましては、危険度や重要性を勘案しながら、整備や修繕計画に反映させております。

それから、現在通学路や利用者の多い県道での歩道未整備区間につきましては、歩行者が安心して通行できるよう、県において平成28年度に歩道整備の5カ年計画が策定されておりました。その計画に基づきまして、昨年度から白浜町内の8カ所において歩道の新設や路側帯のカラー舗装、それからまた外側線等で歩行スペースを確保するための整備などを順次行っているところでございます。

町としましても、今年度、白浜警察署と協議して、北富田小学校付近でゾーン30の整備を進めているところでございます。それからまた、町が管理する通学路等の歩道未整備箇所につきましては、先ほども申し上げましたが、道路幅員が狭く建物の移転等が伴うところが大半でございまして、今後、側溝のふたがけ、また外側線で歩行スペースを確保するなどの安全対策を講じていきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

白浜町のこれまでの通学路の対策一覧を見ますと、平成27年3月の時点で12カ所のみ公表されています。車道と歩道の区別がない、トンネル内が暗く危険、横断歩道が薄くなっている、歩道が途切れている箇所がある、信号の見通しが悪く危険箇所がある、横断歩道の位置が交差点の真ん中にあり危険である、一旦停止の表示が薄くなっている、歩道がない箇所があり横断歩道のないところを横断せざるを得ないなど、既に対策ができていない箇所もありますけれども、このような内容の心配事は町内各所で見受けられます。これは27年の報告です。2年に一度の見直しで、平成29年3月の時点でも多分点検見直しができているのだと思うんですが、どこまで改良されたのか、伺いたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

対策状況等についてでございますけれども、緊急合同点検で確認した町内の10校の校区で、33カ所の対策必要箇所につきましては、関係機関のご尽力により平成29年3月末時点で1カ所の対策を残すのみとなっております。その後、継続的な取り組みとして、平成26年度に実施した点検では、新たに12カ所を確認し、関係機関に対策を要望し、現在5カ所の改善をいただいているところです。これについては、通学路の安全点検のほうに係る部分でございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

先ほど同じような答弁いただいていたね。

29年にそういう点検ができている。そして、33カ所のうち1カ所を残すのみ、12カ所のうち5カ所が完了していると、今報告をいただきましたけれども、せっかく白浜町にホームページがありますので、更新していただいたらどうでしょうかね。やはり私は調べましても、27年の情報かと思ってみたんですけれども、実際先ほど27年の3月時点の町の報告を取り上げて、質問したんですけれども、実際、町内各所、同じような問題はいまだにあるかと思しますので、今回質問の中に入れさせてもらいました。

それで、こういうふうにネット、ホームページの中でも情報公開したり、せっかく対策をされているんですから、それを更新して、みんなの知るところにしてほしいと思います。

それで、横断歩道というのは、警察が30年度予算で補修するというのを青少年育成会議ですか、報告されていると聞いています。スクールゾーンなどについては、後ほどまた聞くんですけれども、ここについても前々から申し上げています。通学路の安全対策について、児童生徒、保護者にも提示していただきたいが、できるのかなど。昨年訴えのあった新入学児のご父兄はいまだにご不満です。スクールゾーンの白線は改良されておられません。学校の管理者である校長先生も、何とかならんのかなというような発言をされていたというのをご父兄から聞きました。通学路を見て回りますと、安心安全だと本当に言えるのでしょうか。町内の学校、通学路に出向いて、やはり点検、安全対策についていま一度、29年3月とい

いましてももう1年たってますから、その安全対策、点検をさらに進めていただいて、この際、全ての対象者への啓発もしていただいたらどうでしょうか。そういう対応ができるでしょうか。最後にお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

先ほども申し上げましたけれども、本年度は交通安全プログラムに基づいた点検を秋に各学校に照会をかけて、実施する予定としております。学校とも情報を共有して取り組んでまいりたいと思います。

それと、ホームページの掲載については、議員のおっしゃるとおりで、今後、掲載方法等を検討しながら皆さんにお知らせするようにしたいと考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

この項については終わります。次に、道路整備について続けてお尋ねいたします。

○議 長

以上で、1点目の通学路の安心安全についての質問は終わりました。

次に、2点目の道路整備についての質問を許可いたします。

10番 水上君（登壇）

○10 番

フラワーライン全線開通が7月8日だと聞いています。先日開通式のご案内をいただきました。役場周辺の交差点改良工事も進み、歩道も設置され、白良浜までの間はまだ工事中であります。東西南北、町なかへの進入路について周遊できる情報や案内看板については、十数年来町に提言していますが、遅々と進んでいない状況です。町なかへの誘導計画案なども、この際フラワーライン整備とともに、日置、椿、富田も含め、町なかを周遊できる情報や案内看板ももっと必要であるし、それから、色の抜けた表示板も点検しないと、用をなしていません。この役場の前のところも色抜けして、退化した看板がかかっています。それには、道路整備も必要です。歩行者や観光客が町なかを歩ける歩道や、そして道路の整備、でこぼこした道路を見ると、住民、そしてまた観光のまち白良浜を訪れる方々の単車や自転車での通行、またツーリングに大変危険だと思います。これまでも指摘はさせていただいてきましたけれども、危険な箇所はまず応急対応できる予算枠はあるのか。対処はできているのか、まず伺いたいと思います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

通行に危険な箇所について、応急対応できる予算枠はあるのか、また対処はできているのかというご質問です。

議員ご指摘のとおり、町道の維持管理は非常に重要な業務であり、道理管理者として適切な維持管理を行い、安全確保を図っていかなければならないことは十分認識しているところ

でございます。

そのためにも建設課としては、日常の道路パトロールは大変重要な業務であり、危険箇所の対応につきましては、町民の皆様等からもご一報をいただくなどのご協力を賜り、職員による現場確認の上、対応できるものについては、すぐにその場で処置を行い、規模的に業者をお願いする場合につきましても、早急に修繕等の対策を行っているところでございます。

予算につきましては、老朽化した舗装路面が多く、維持管理に苦慮しているというのが現状でございますが、限られた予算の中でも、安全で円滑な通行の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

また、延長約380キロメートルある町道の状況を建設課職員のパトロールで隅々まで把握することは非常に困難であるため、議員におかれましても、住民から危険な状況であることの相談を受けた場合には、こういった議会の場だけでなく、すぐに建設課のほうへご一報いただければと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

実はこれを書いているときに、以前に建設課長が一報いただけたら町民の皆さんにご協力いただいて、一報いただけたらという答弁をされているのは頭に残っています。やはりそういう視点で、町民の方にご協力いただくには、広報であるとかそれからパブリックコメントをいただくとか、何らかのそういう方法で、やはり発信もしたらどうでしょうか。私たちも限られたところしか見回りというか、見つけるとこれは危ないと思って、私とか議員の皆さんは役場のほうにご連絡できるんですが、町民の方はなかなか手だてというか、戸惑いがあるようなので、そういう発信もしていただけたらどうかなと思います。

次に、高速道路だけではなく、鉄道や空路、あらゆる交通の利便性などを研究し、アクセスの改善、誘客に努めていただきたい。

白浜駅では長年要望されていたエレベーターの設置についての協議や試算も出ています。また、空路についても、県が見える化に向けてさらなる協議中だと聞いています。また、町なかの狭い道の回遊道路の研究も必要で、大浦、棧橋方面から臨海方面への観光ルート、御幸通り、浜通り、湯崎への回遊ルートや観光名所までの誘導にもっと考えられる方策や幹線道路網整備の取り組みについて、先ほど日置、富田、椿方面までのということも質問の中に申しあげましたけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これにつきましては、白浜町全体の道路あるいは標識、看板、それにも関係してきますので、どこということはいかにかなり細かくなりますので、きょうはここでは申しあげられませんが、町内の観光名所までの誘導につきましては、平成27年7月に南紀白浜インターチェンジが完成しました。そこから観光客が入ってくるというルートで、今現在は南紀田辺インターチェンジだけでなく、上富田、南紀白浜という3つのインターチェンジをおりて、白浜に入ってくるができるようになっております。そういう中で、これによりまして観光シーズンの渋滞も随分と緩和してきたところでございます。現状は、田辺、上富田

方面から来られる観光客にとっては大浦交差点手前には、直進すれば臨海、円月島、番所山、左折すれば三段壁、千畳敷、白良浜という大きな観光案内標識、案内看板が取り付けられています。また、棧橋から御幸通り、浜通りにも観光案内看板の設置もごございます。逆に7月に開通するフラワーライン線につきましての白浜温泉街への誘導案内看板というのはまだ少ないと思いますので、今後、それらの整備をしなければなりません。

例えば南紀白浜インターチェンジから富田川のところで左折すれば椿温泉というふうな形の標識も出ております。今まではそれがなかったんですけれども、そういった形で少しでも利便性を図るということで、もちろん車の方が多いので、ナビの進歩といいますかナビも充実しないとまだまだ戸惑われる方というか迷う方も多いと思うんですけれども、いずれにしましても、観光客の方々がわかりやすいサイン表示、あるいは案内板の設置は必要であると考えてございます。

ちょっと話はそれますけれども、やはり番所山公園、ここに行く道の手前のところはかなり標識、あるいは看板も乱立しておりますので、その整備も含めて今後検討しておるところでございまして、何とかわかりやすい案内にしていきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

新たなそういう視点で、サイン表示も見直していくという答弁をいただきました。私も商工会の女性部で、もう15年ぐらい、20年ぐらい前からずっと町へああいう看板表記の提示を、そしてまちなかへ車の誘導をしていただきたい。御幸通りが全然車が走らなくなったし、一昔前からするとやはり危機感を持っていて、そういうところで車をとめていただいて、歩けるようなところがあると、もっといいかなと思うんです。そういうことを考えると、町長にランドデザインを描いていただいて、まちづくりにつなげていただきたい。また、副町長も今後、観光局で、まちの振興ということも考えていただけたらと思います。

次に、数年来地域や学校からも同じ要望が出てくるんですけれども、狭い通学路に側溝があればふたをする手だて、これは前にも質問したんです。白線が薄くなっていたら塗る手だて、県道であれば検証して要望を上げていただきたいと、これは1年前に質問しました。これは対処していただいたんでしょうか。検証していただいたんでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

先ほどご質問いただいた通学路の安心安全の部分とも答弁が重複するかと思いますけれども、毎年いただいたさまざまな要望をもとに限られた予算の中ではございますが、修繕等を計画的に実施しているところです。その中でも、通学路の安全性を図る整備につきましては、優先順位も高いと考えておりますが、場所によっては水路の側面が民有地斜面であったりとか、構造上ふたがけが難しいような箇所もございまして、代用として鉄板等を加工して設置する場合もございます。しかしながら、道路勾配がきつい箇所とか、鉄板の設置は雨の日にすべりやすくかえって危険であるとか、そういうことでありまして、側溝自体の改修が必要な箇所もございます。このような場合は、工事費用がかさむため、予算の関係で整備に時間を要しますけれども、改修する際にはふたを設置していくということを考えていきたいと思

っております。

それから、区画線の手だて、対処ということで、いろいろな方面から多くのご要望をいただいていることから、建設課としましても、十分認識をしております、計画的に実施しているところでございます。これまでの実績を少し申し上げますと、平成28年度で4,233メートル、約4キロメートル。それから、平成29年度で2,927メートル。今年度は現在のところ約2,000メートルの外側線の引き直し工事を発注しているところでございますが、今年度中には約3,200メートルの修繕を予定しているところです。

また、国道や県道の箇所の修繕要望につきましては、繰り返しになりますが、関係機関に毎年お願いしていただいているところですので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

わかりました。こうやって数字を聞かせていただくと、なるほどこれだけやっていただいているということがわかります。またいろんな相談が私どもにも寄せられますけれども、優先順位があるというようなことを、今までもそういう説明をしてきましたけれども、今いただいた報告も伝えておきたいと思います。

これで、この項目は終わります。

○議 長

以上で、2点目の道路整備についての質問は終わりました。

次に、3点目の湯崎保育園舎の耐震についての質問を許可いたします。

10番 水上君（登壇）

○10 番

耐震基準に満たない湯崎保育園舎について、幾度と町の考え方、また対処を求めてきました。昭和49年に建設された建物で老朽化が進み、大変心配です。これまで園舎の傾きや雨漏り、水漏れなども指摘しましたけれども、昨年町長の答弁では、今後の施設のあり方について、耐震の改修をするのか、建てかえをするのかと含めまして、現在検討を進めているところで、もうしばらく結論はお待ちいただきたいと、答弁されています。昨年29年の3月、そして12月にも質問をしています。それ以前にも、幾度とこの保育園の老朽化については、できるところではこういう話題にさせていただいて、何とか対処していただきたいという思いです。

その後の町の協議はどうなっているのか、進捗を伺います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

湯崎保育園に関しましては、他の議員からも老朽化や今後のあり方などに対しましてご質問をいただきました。そうした答弁とも重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

湯崎保育園の今後のあり方に関しましては、湯崎保育園の状況や他の保育園との関連性といったことも考慮し、進めてまいりたいと思っております。現時点におきましては、耐震補

強や改修を行った場合、どの程度の改修が必要となるのか。また、建てかえとした場合、どういった問題があるのか、整理を進めているところでございます。

昨日も、溝口議員からご提言いただきました白浜幼稚園との統合といったことも選択肢の1つだと思っております。どういった課題が存在するのか、あわせて検討してまいりたいと考えています。

国の地方創生により少子高齢化、人口減少への取り組みとして、子育て世帯への支援対策が、近年、国や県の主要施策に位置づけられ、保育園などの施設の充実に向けた取り組みも進められております。

人口減少や少子高齢化による施設の集約化や統合といったことは、避けることができない課題であると考えております。核家族化が進んだ昨今、夫婦共働きの子育て世帯にとっては、安心して子どもを預けることのできる地域の拠点となる施設が保育園であります。

まずは、以前から議員ご指摘の床のゆがみにつきましては、修繕等を行い、保育環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、湯崎保育園の今後の方向性につきましても、単独で建てかえる方法、白浜幼稚園を増築して統合する方法、白浜幼稚園と統合して別の所へ新たに建てかえる方法等が考えられます。3つの方法が考えられますが、できるだけ早い段階でその方向性をお示しすることができるよう、民生課とも協議進め、そしてまたやはり一番大事な視点であります保護者の方々のご意見、あるいは園の職員の意見等をできるだけ反映した上で、方向性を出していきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

1年前とさほどの進展はないのかなと。雨漏りは直していただいていますよね。床のゆがみ、あらゆるところでどうなのと私は聞かれますから、今まで把握している現状を言っていますが、雨漏りしている中で子どもが保育園に行っているのか、それは大変なことやと随分前に言われました。もう直してますけども。床がゆがんでますなんて言えますか。今回、予算をつけていただいて、処理していただくということですが、1年ももっと前からですけれども、担当課は園又は保護者との懇談というのはできてるんですか。お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

園に伺いまして、保護者の代表の方と、役員会の中で一応話はさせていただいています。その中では湯崎保育園の保護者会としましては、やはり湯崎保育園を建て直してほしいという声が大きいです。こちらのほうの統合という方法もあるんですよということはお伝えしたんですけども、そのようにして今のところ進めているところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

それは懇談になってはないのかなと思うんですが、というのは、昨日もきょうも、私で4人目、ほかの議員さんも問題意識を持っていただいて、今回4人質問する。これは重大なこ

とですよ。きのうの説明の中にもありましたけれども、第一志望がよその園の場合、湯崎へということもあって41名今お世話になっているんですけども、保護者から聞きますと、第一志望がはずれて湯崎へ来ているのだと。そういう場合、耐震化ができてない施設にいるということに大変不安であると。もしものときは、どうなるのというような、そんな不安があるということをお聞きしております。

それから、保育環境の格差、これはありますから、それは保護者にとっては幼児教育の中では大変心配しているところです。教育については、保育園の先生方、幼稚園の先生方は一生懸命変わらずやっけていただいているんですが、そういう環境が整えられていないということは、大きな問題じゃないかと思えます。管理者責任が問われるかと思えます。

それから、保護者の方から、水上さん、僕らは何をしたらいいの、声を届けるのに何をしたらいいの、そういうふうに言われてます。実際、危機感を持っていますか。白浜町が本当に考えてくれているんですかと、それも言われてます。園へ行かれたら、保護者の声を聞かれたらわかると思うんですが、やはり実際に子育て世帯の方にとっては、大きな不安だと思います。

それから、前々から言っています。あそこの通園道路、対向できないような通園道路で、今まで接触であるとか路肩に落としたりとか、そういう事例がありますから、そういうことも考えた中では、町長も喫緊の課題だと前々から言っていますから、やはり幼児の安心安全のためには、早い取り組みが、どういう方向性であるかということは、課内でまとめていただかなあかんの違いますかね。そこら辺、考え方、今後について、さらにお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

今後の方向性につきましては、湯崎保育園を単独で、あそこの場所的には送迎についても大変にくい場所にございますので、単独で建てかえるのか、白浜保育園、白浜幼稚園のほうと統合して、今湯崎の41名が向こうに行った場合には、1、2歳児の部屋において基準を上回るということになっていますので、その部分について増築して向こうへ行くのかということについて、今のところ白浜幼稚園を建てた業者さんとかも相談しつつ、統合していく場合はどのぐらいかかるのかということ、湯崎保育園を建て直した場合どれぐらいかかるのかということをお考えあわせながら、今、事務を進めているところでございます。今後につきましては、早急にそれらをまとめ上げて、報告できるような形に持っていきたいと考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

昨年も早急にというようなことを答弁していただいたように思います。1年かかっていますよね。それはなかなか調整するには、時間も必要かと思えますけれども、保護者の不安、どうなるのと。私が聞くところによると、やはり統合について、大変不安があるというようなことも聞いてます。だから、そこら辺は課長が役員さんとの話だったかと思えますから、もうちょっと広く今の園の状況であるとか、役場の考え方というのは、一緒に懇談の中で相談

していただいて、進めていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですね。

やはり学校の統合の話があったとき、例えば白二小学校なんかも統合はどうかというような議会の中でも随分話が出たんですが、耐震改修をしますと、教育委員会の説明だったんです。そのときに、統合の話はこれで打ち切りかといったら、耐震改修できたら1年後に統合ということも、別に選択肢の中にはあるんですけど、子どもたちの安心安全のためには一日も早く耐震改修したいというような説明を受けた中で、ご父兄も納得していただいたかと思うんです。

それで、やはり一日も早く幼児たちの安全を確保するためには、床のゆがみももちろん直してほしいです。でも、まず補強してください。危ないじゃないですか。やっぱり倒壊のおそれがある。これは町長も答弁の中で言っています。倒壊のおそれがある。やはりそういうところで、心配は尽きません。今回の4人の議員の質問というの、やはり課内でよく検討していただいて、早い時期に、早い時期がいつなのよとはっきり言っていただくのが、本当は伺いたいんですが、それは無理かと思えます。今そういう答弁をしていただいたのを、私は今後も忘れませんよ。私は30年、あの保育園へ行っているんですよ。子育てしてる時から、あの保育園に30年間通ってますから、老朽化というのを見過ごすわけにはいきませんので、そういうことで今後に向けてのはっきりとした回答というか、園との調整、保護者との調整をしてください。いかがですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

今後、この保育園の方向性につきましては、保護者とも話をしながら、いろいろ考えていきたいと考えてございますので、よろしくお願いします。

○議 長

以上で、3点目の湯崎保育園舎の耐震についての質問は終わりました。

次に、4点目の小中学校学習指導要領の改訂についての質問を許可いたします。

10番 水上君（登壇）

○10 番

昨年、小中学校学習指導要領が改訂され、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施になり、小学校3年からの英語の、必須ではないのかな。英語とそれから小中学校での道徳教育が見直されると、説明を受けました。5、6年生は教科としてなるということは聞いております。そして、小中学校での道徳教育の見直し、それも説明を受けたと、移行期間に白浜町としてはどのようなカリキュラムで進められ、職員の加配などができるんでしょうか。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

水上議員より、小中学校学習指導要領の改訂についてのご質問をいただきました。

先ほど議員が言われましたように、平成32年度から小学校が、平成33年度から中学校が新学習指導要領の全面実施になります。

特に小学校では、高学年で実施されていた外国語活動を中学年で実施し、高学年では教科として外国語科が導入されます。

平成32年度から中学年の外国語活動が、週1時間、年間35時間の実施、高学年の外国語科が、週2時間、年間70時間の実施となります。

スムーズな導入を図るため、先行実施として、30年度は、中学年の外国語活動を15時間、高学年は50時間実施します。さらに、平成31年度には、中学年の外国語活動を35時間、高学年は70時間とし、平成32年度の全面実施時の授業時数と同じ時数で取り組みます。

なお、外国語科導入にかかり、教員の加配については示されておりません。

特別の教科道徳についてですが、小学校では今年度から、中学校では来年度からの実施となっております。各学校では、道徳教育の要として道徳科の指導を行います。

白浜第一小学校と白浜中学校では、今年度と来年度の2年間、道徳教育の改善、充実に関する研究を和歌山県教育委員会より指定を受けて取り組み、その研究成果を町内外へ広める予定になっています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

幼稚園、小中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方であるそうですけれども、その改善や知識の理解の質を高め、資質、能力を育む主体的対話的で深い学びの実現。指導要領では、知識の理解の質を高め、資質、能力を育む、何ができるようになるかを明確化して、子どもたちに育む生きる力、資質、能力として具体化して何のために学ぶのかという学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書などの教材の改善を引き出していけるよう、各教科などの目標及び内容、知識及び技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性などの3つの柱で再整理したこと、各学校におけるカリキュラム、マネジメントの確立も掲げられていますけれども、地域性や学校独自の取り組みができるということなのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

議員ご質問の地域性や学校独自の取り組みができるかということですが、それにつきましてはできます。

地域を教材にした取り組みや学校独自の取り組みは、現在も既に各学校で行っております。例えば、地域を調べ、自分たちにできることはないかを考え、それらを発信する取り組みを行っている中学校や、地域を調べ、魅力をガイドブックにまとめて配布している小学校もあります。また、教科と総合的な学習の時間を機能的に使って人権教育を行っている小学校もあります。

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科等を横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくことにより、学習の効果がより図られます。これからの時代に求められる資質、能力を育てていくことにもなりますので、今後も、各学校の特色ある取り組みを大切にしていきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

新幼稚園の教育要領においては、5歳児終了時までには育ててほしい具体的な姿を明確にする。これはどういうことなのかなど、後で伺います。

小中学校の教育内容の主な改善事項、言語能力の確実な育成、発達の段階に応じた語彙の確実な取得、意見と根拠を具体と抽象を押さえて考えるなど、情報を正確に理解し、適切に表現する力の育成を図ることとしたことや、道徳教育の充実、障害のある幼児、児童、生徒との交流やともに尊重し合いながら協働していく生活を育むことを明らかにしたことや、また、今後について、英語教育の低年齢化や道徳教育の新たな取り組み成果についての考え方、教育長の所見はどうなんでしょうか、伺います。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

水上議員より、新幼稚園教育要領に示された、5歳児終了時までには育ててほしい具体的な姿が明確にされたことや小中学校の言語能力の確実な育成、道徳教育の充実と外国語教育の取り組みについて教育長の所見はいかがかという質問をいただきました。

新幼稚園教育要領には、5歳までに育ててほしい姿として10項目が挙げられています。この10項目については、小学校とも共有し、幼稚園、小学校の教職員が交流し、幼稚園と小学校とのスムーズな接続を図っていくことが、大事だと考えております。

言語能力の育成については、各教科の授業の中で、考えたり、考えを伝えたり、議論したりする場面を設定し、発達段階に応じた内容で取り組む必要があります。これはもう既にされているんですけども、より充実をしていくということです。道徳についても、考え、議論する道徳教育の充実が求められており、言語能力が基盤となると考えます。

児童生徒が活躍する将来は、グローバル化の進展により、これまで以上に文化的な背景等が異なる人々と対話し、協働していくことが必要になります。そのような社会の中で、主体的に考え判断する力や高い倫理観を持ち、ときに意見や考えが衝突したとしてもよりよい方向を目指そうとする資質、能力が求められます。このような資質、能力の育成には道徳教育の果たす役割は大きいと考えます。

小学校で、中学年に外国語活動が、高学年に外国語科が導入されます。

外国語活動では、外国語の音声や基本的な表現になれ親しむように、外国語科では、読むこと、話すこと、書くことによる、実際のコミュニケーションにおいて活用できるようにするとなっています。

外国語科になり、読む、書くなど文字が入ってくるので、そこで子どもたちがつまづくことのないよう留意し、スムーズに中学校につないでいかなければと考えます。

また、早期の英語教育の実施については、なれ親しむに加えて、楽しむということが大事だと考えています。大人になっても、楽しみながら学ぶ、楽しみながら使う、他の人とコミュニケーションをとる、そのようなことが外国語を使う人口をふやしていくのではないかと考えます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

英語教育については、授業時間が増えるということですかね。英語の教員を配置されるとあるんですけども、ALTの先生は契約が7月までと聞いてますけど、また更新してALTの先生が担当するんですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

小学校の外国語活動、外国語科は基本は担任です。そこに町でALTを派遣して、日程が合えばそこで、全ての時間は無理ですので、何時間かは一緒にやって、新しい授業を展開していくという形になっています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

まだ記憶に残りますが、ゆとり教育とした過去の教育システムを思い出します。数学や理科といった教科の授業を減らして総合学習の時間を多めにとってゆとりある教育を行おうというのが趣旨だったと思います。教科時間の削減によって学習内容や範囲までも削減されて、最終的に学力低下を招いてしまい、ゆとり教育の評価は失敗だったといわれています。このゆとり教育はなぜ失敗したと思いますか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

大変難しい質問です。失敗したと考えられる方とそうではないと考えられるかたもおられますので、私はどのように答えたらよろしいか回答に迷っているところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

実はこれを聞くのには、昔日本では詰め込み教育と言われた時代がありまして、その見直しにゆとり教育が30年間続いたと。今後、道徳教育は人として必要であると解釈しますし、今回道徳教育の見直しの学習があるということで、やはりこれにも期待するわけですが、白浜町には道徳教育の推進教師というのはいらっしゃいますか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

これは各学校の校務分掌の中で分担として入っております。道徳教育として入っております。道徳教育推進教師というのはい入っております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今回の見直しというのは、ゆとり教育時のような教科へのしわ寄せというような心配はな

いんでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

やはり英語科の導入により、小学校の授業日数は若干ふえております。それをいかに学校でも取り組んでいくかというのは課題であり先ほど申しましたように、先行実施するので、今年度は15時間、来年度は35時間と徐々にふやしていったって本格実施にきちっと間に合わせていくというんですか、スムーズにやっていくことになりますので、若干授業日数はふえていると思います。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

先ほどグローバル時代に向かっていくのだというようなことを教育長も言っていたらっしゃいました。2020年の教育改革はプログラミング教育と言われています。県のほうも昨年、その方向性を発表しています。私たちが理解していたこれまでの教育とは違う学習内容だと聞いていますが、今後、どのような教育になっていくんでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

プログラミング教育につきましては、実際は平成32年度からと思いますが、和歌山県では多分1年前倒しで、来年度からやるということで、今県内で小学校で1校、中学校で1校がモデル校的に実験校的にそれを実施しながら、来年度に向けていろんな計画というんですか、授業計画であるとかそういう内容について取り組んでいるところです。

だから、来年度から小学校1年生から、たしか高校3年生までだったと思いますが、系統的にプログラミング教育を実施するというふうになっております。よって、白浜町でもこの夏に小中学校の教員の代表を集めて、来年度に向けてプログラミング教育の実施について研修を行うと、そういうふうな計画をしております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

その場合は、担当というのはやはり外部からの講師を招くということになっていくんですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

基本は、担任が当たります。または、中学校では美術科教師というふうになっておりますので、県での研修もあるんですけれども、それを対象にした研修も行われる予定です。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

グローバル化、経済産業省の調査によりますと、2015年時点でIT人材が17万人不足していると。そして、今後はさらに深刻化し、このままだと2030年には59万人が不足すると予想されています。国としても、グローバル化、IT人材を育成することが喫緊の課題だと言われています。教育はどう変わっていくのでしょうか。

次世代を見据えた教育の転換には、中央教育審議会でも指摘されています。法律や国、県の計画にも盛り込まれていますが、学校、家庭、地域の連携を図るとともに、一体となって子どもの教育に取り組む環境づくりを進めていく必要がある。町はそのような環境の構築に向けて、今後もさまざまな工夫が必要であると考えます。何ができるかと、今伺いますと、やはり担任が背負う負担というのがどんどん大きくなっていくんですね。それには、担任に向けた研修であるとか教育であるとか、そういうことも必要になってくると思うんですが、教育課程の新たな編成とそれから地域の実態とか、児童生徒の発達の段階に応じた必要、特色ある学校づくりを進めていただきたいと思います。特色ある地域の取り組みができるのだという答弁をいただきましたので、どういうふうに白浜町が進んでいくのか、また、そういう体制ができたなら、教育委員会のほうから聞かせていただきたいと思います。

以上、これで私の質問を終わります。

○議 長

通告制度なので、先ほどの教育長の答弁は少し、公式な答弁を引き出すということでございますので、詳細な通告をいま一度議員に求めておきたいということがありますので、ご注意願いたいと思います。

○10 番

教育長の考え方をお尋ねしたいと思ったことでございます。わかりました。

これで終わります。

○議 長

以上をもって、水上君の質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は6月19日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。次回は6月19日火曜日午前10時に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、15時49分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年6月15日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員